

会 議 録 目 次

令和４年第９回海田町議会定例会（第２日目）

令和４年１２月２日（金）午前９時００分 開議

日程第１	一般質問	
	○崎本広美議員	４
	○西田誠一議員	１１
	○石橋京子議員	１６
	○玉川真里議員	３６
	○富永やよい議員	５２
	○宗像啓之議員	５９
	○前田勝男議員	６８
日程第２	第４６号議案	財産の取得について（新庁舎スチール家具類・その他一式）
		８３
日程第３	第４７号議案	財産の取得について（新庁舎製作家具・木製家具一式修繕）
		８４
日程第４	第４８号議案	財産の取得について（会議用タブレット端末）
		８５
日程第５	第４９号議案	広島県市町総合事務組合理約の変更について
		８６
日程第６	第５０号議案	広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について
		８７
日程第７	第５１号議案	海田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
		８７
日程第８	第５２号議案	海田町個人情報保護審査会条例の制定について
		８７
日程第９	第５３号議案	海田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
		８７
日程第１０	第５４号議案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
		９２
日程第１１	第５５号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
		９２

日程第12	第56号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	94
日程第13	第57号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	94
日程第14	第58号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	94
日程第15	第59号議案	海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	96
日程第16	第60号議案	海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	97
日程第17	第61号議案	海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	99
	(延	会) ……………	101

令和4年第9回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年12月1日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 12月2日（金）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 今 岡 寛 之 |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次 長         | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課 長         | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課長       | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介 |
| 税 務 課 長         | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長        | 下 野 武 士 |
| 町 民 生 活 課 長     | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 長         | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長       | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長     | 木 村 生 栄 |
| 生 涯 学 習 課 長     | 中 下 義 博 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 学校教育課教育指導監      | 小 村 孝 広 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長   | 山 田 長 秀 |
| 収 税 対 策 室 長     | 森 原 宏 生 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 谷 川 雅 彦 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 | 辻 千奈美 |

~~~~~○~~~~~

#### 10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 第46号議案 財産の取得について（新庁舎スチール家具類・その他一式）

日程第3 第47号議案 財産の取得について（新庁舎製作家具・木製家具一式修繕）

日程第4 第48号議案 財産の取得について（会議用タブレット端末）

日程第5 第49号議案 広島県市町総合事務組合理約の変更について

日程第6 第50号議案 広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について

日程第7 第51号議案 海田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第8 第52号議案 海田町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第9 第53号議案 海田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第54号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第55号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12 第56号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第57号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第58号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第59号議案 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

日程第16 第60号議案 海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第17 第61号議案 海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 第62号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第5号）

日程第19 第63号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 第64号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 第65号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 第66号議案 令和4年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第22に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行したいと思います。13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。今日は大きく2点。今日は早朝から、非常にうれしいニュースが入りましたので、皆さん、朝からテレビ観られたと思いますが、大変、今日は良い日であります。

第1点目、スマートフォン購入費の一部助成について。私はDX推進に再三質問いたしました。町長からは住民サービスの向上につながるDXを進めていくと説明があったが、いまだに具体的な取組が見られていない。近隣市町はどこも必死になってDXに取り組んでおります。このままでは遅れをとり町の魅力が低下する。そこで、DX推進の一環として高齢者のスマートフォン購入費の一部助成を検討してはどうか。電子申請などの行政手続きや大雨時の災害情報、避難情報などスマートフォンを持つメリットが高

まっている。スマートフォンの保有率は、民間調査機関の調査によると、13歳から59歳までは90パーセント以上となっていますが、70から79歳になると50パーセントを下回ります。本町でも高齢者の保有率が高くなれば、梅雨時期の気象情報や避難情報などでスマートフォンを活用する場面は多く、住民の安全・安心、そして避難率の向上にもつながっていくと予想されます。住民サービスの向上につながるDXを進めていくため、高齢者を対象にしたスマートフォン購入費の一部助成を検討する考えはないか問います。

2点目でございますが、令和5年度予算について。今年度予算は新型コロナウイルス感染症対策や防災減災インフラ強靱化の推進を最重要課題として取り組み、一定の成果が出ておると考えられます。十分とまでは言えないが、町長はじめ執行部の皆さんが努力された結果によるもので多くの住民が喜んでいるところでございます。まだ年度途中で、年度末までは気を抜かず、更に成果がでるよう取り組んでいただきたいと思います。来年度は、西田町長が町長に就任され2期目の総仕上げの年を迎える。秋には新庁舎がオープンし町長選も控えている。一方、第5次海田町総合計画に掲げた、ひと・まち・みらいをつなぐ暮らしやすさが実感できるまちかいた、の実現や、私が再三質問しているDXの推進など取り組むべき課題が多いが、大きな節目を迎える来年度の予算編成に、町長はどのような考えで臨むのか、基本的な考えを問います。以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁をいたします。

まず、高齢者を対象としたスマートフォン購入費の一部助成についての質問でございますが、社会全体でデジタル化が急速に進む中、高齢者のスマートフォンの利用を促進し、支援することは、安全・安心な暮らしや住民サービスの向上に資するものと考えております。先進地の事例を研究し、スマートフォン購入費の一部助成等について検討をまいります。

続きまして、令和5年度予算編成についての質問でございますが、本町は、暮らしやすさが実感できるまちかいた、を掲げ、子育て支援策や都市基盤整備等、様々な事業に取り組んでおります。私たちを取り巻く状況は、人口減少社会はもちろんのこと、日本各地で災害が多発し、更にはコロナ禍、原油価格・物価高騰、世界的な金融引締めといった先行き不透明な状況にありますが、取組の歩みを着実に進めていきたいと考えております。令和5年度は、新庁舎移転を契機として防災力強化やデジタルトランスフォーメーションの加速化を図り、住民サービスの更なる向上を図ってまいります。また、財

政健全化を維持しながら第5次海田町総合計画実施計画に基づく事業を着実に推進し、地域活性化の好循環を生むことで、目指す都市像の実現を図り、更なる人口増加につなげることができるよう全力で取り組んでまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 第1点目のスマートフォンの購入費の一部助成については、ここに書いてあるように、一部助成を検討してまいりますというて、80点ぐらいの答弁が返ってきていますがね、私が言うのは、今、政府は、今の後期高齢者の医療費でも2割が3割になったり、年寄りからお金を取る、政府はこういうことばかりして、年寄りをいじめるいうたらおかしいんですが、年寄りにかかわっていく、いい話がないんですよ。だけど、年寄りの人が70歳、80歳の人がね、スマートフォンやって生きがいを感じたということもあるんですよ。そこらを考えて一部助成もいいんですが、やっぱりそういう活動にたいして、スマートフォンを利用し、楽しめるような講座とか、あれを取り組んで、そういうことも必要だと思いますが。この中国新聞にも書いてありますが、私の人生を大きく変えたよね、自信を持つてできることはメールやライン、最近、もう一つは買物で支払う、スマートフォンで決済ができる。そういうことは年寄りにとって現金を持ち歩かんでも非常に便利だというふうにここに書いておられますよ。ほいから、孫の顔が見えるとか、庭先のきれいな花、すぐ写真を撮って皆さんに公開できるとか、やっぱり年寄りというものは楽しみがないんじやが、こういうことも一つの楽しみで生きがいを感じるところがありますよ。だから、こういうことを海田町が率先してやるべきだと思いますが、その点、どうですか。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） ただいまの議員の御指摘のとおり、デジタルデバイドを解消して、特にコロナ禍などで対面での交流が環境的に難しい日常となっておりまして、手軽にコミュニケーションができるツールでもあると思いますので、先進地の事例を研究しまして、検討してまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 先進地の事例を検討せんでも、あなた方はまだ若いから知りませんがね、私の女房なんかは、孫からおばあちゃんいうて来たら、動画でも見れるし、自分は使わんでも楽しんでおる姿が非常に生き生きとしておりますよ。だから、こういうことは率先して、年寄りが楽しめるような海田町をつくってもらいたいと思います。それに対し

て町長は、やる気満々じゃったんじゃが、どのような考えかちょっとお聞きしたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、崎本議員の再質問の中に、講座を開く、当然購入しても使っていただかないといけませんので、使えるような形の体制はつくっていきたいというふうに考えておりますし、その後にSNSとかいろんなアプリケーションの話を今されたと思いますが、私もそこらにおいては同感で、いろんな意味の無償アプリ、結構出てきていますし、それを活用することによって、今、御紹介があったように、お孫さんの顔が見えるとか動画が見れるとか、成長が分かるとかそういったアプリは結構出てきていますし、それに対する、要するにお手伝いを基本的にはしっかりと考えていきたい。最後は、結論が一番大事なところですが、高齢者の方々に生きがいを持って、海田町に住んでよかったなというふうに思ってもらえるような形には、こういった導入することによって、その目的はしっかりと達成していききたいというふうに考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そういう答弁ですので、令和5年度の予算編成の所信表明のときにそういう言葉を一つ入れておいてください。よろしくお願いします。

それから、2番目の町長の方針でございますが、町長は、令和元年か、豪雨災害が起きたとき、各地を回って積極的にやるんだと、三迫川支川の上流まで上がって、これは大変なことじゃけんやるんだと言われた意気込みは今でも感じております。だけど、今4年経っても、何ら進捗はしておりません。なぜかいうたら、あの支川見て、三つ砂防ダムができますよ。三つできるということは、国も県も海田町の住民に非常に危険だから造ると。やったら、レッドゾーン、イエローゾーンの解消ができますと。海田町民にとっては大変うれしい、安心してまちづくりになることなんですよ。それがまだ一つも見えない。私も議長も、局長から所長から、皆、陳情してまいりましたよ。これ、やると、何とかやりますという返答はもらってきましたが、けども、一つも前向きに見えないのじゃが。昨日のあれで、ここに町長のあれで書いてありますが、国及び県に至る要望活動をやってまいりましたと、29日には広島県西部事務所所長を訪問し、瀬野川高潮対策、尾崎川、瀬野川土砂浚せつ、早期実現を直接要望いたしましたと書いてあるんじゃが、三迫川支流のことは一つも書いてない。そんだけ頭にないんですわ。町長が、災害、率先して私はこうこうこうじゃ言うたら、率先してすぐ来てくれちゃったじゃないですか。地元の業者をやって、土砂浚せつもいち早くされたじゃないんですか。そのと

きの決意、それがあなたのいいところなんじゃがね、あなたが今そういう決意がないんじゃから情熱がないんじゃからね、もうちょっとそういうことをしなければ自分の知名度が下がりますよ。私、きついことを言うんじゃないんじゃがね、皆さんが見ていますよ。だからしっかりとやりますという、やってみせます言うたことはきちっとやらないけんですよ。それについてどう思われますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）町長の国・県に対する要望でございますが、今年度に入りまして、5月には国土交通省の砂防部長のほうに直接えん堤工事の要望もいたしておりますし、先月の15日から17日の間におきまして、行政報告にありましたように、治水や災害復旧促進の大会に出た後、町としての個別の要望としまして、砂防えん堤の早期設置について要望を出しているところでございます。今後も機会ある度に、町長のほうに国及び県に要望に行っていたきたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あなた方が、そこで答弁されても、そういうことがこれに書いてあったら、そういう再質問しませんよ。はっきりと、そういうことに対して要望されたんなら、あなたが書いた原稿ならきちっと書きなさいや。だから、町長に対しての不安が高まるんですよ。やりました、やりましたいうて、ここで言われても現場を見たものがおらんから分かりやせんでしょうが。ちょっと分かるように言うんだったら、西部建設事務所所長にでも聞きますよ。町長、そういうあなたが言うたような、砂防えん堤の早期実現を言われましたかいうて。言うたか言わんかは、ここ書きゃいいじゃないですか。だから、町長の信頼がないようになるんじゃが。あれ、今、町長に聞いちよるんじゃが、町長がそういうことを言うてもいいじゃろ。私はこう書いてないんじゃが、私はちゃんと言いましたと町長が言えば、ああ、ほうか、言うてくれたんか思うんじゃが、あんたが言うたって分かりやすまい。あんたが文章書いたんなら、ちゃんとそういうことを書きなさいよ、の。そうでしょうが。町長、だから、今言うたように、町長も自分がこれ主張したことよ、だからこれ抜けとるんじゃないかというぐらいはちゃんと目を配りなさいや。自分の信頼に関わることなんでしょうが。部下の教育にかかることなんじゃから、きちんとしてそういうことははじめをつけてきちっとやりなさいや、ね。その点、どう思われますか、町長。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 9月からの後の行政報告の中で、11月17日には災害復旧促進全国大会がございまして、そこでは実際に要望を行ってきておりますし、今回の行政報告に入りませんでした、5月の時点で、直接、砂防部長のところへ、先ほど申し上げましたように、要望をかけて、早め早めの対策を講じるように、要望も含めて行っているところ、説明がちょっと不足しているところは、非常に残念というふうに思いますし、今後は十分気をつけて、丁寧に説明できるように、詳しく説明できるようにやっていきたいというふうに思いますし、大事なところは意気込みの話だというふうに思いますが、これは、災害を受けてからの後の動きは要望に関してしっかりと皆様の地域住民の安全・安心、それから、砂防えん堤、具体的には、一番大事なのはレッドゾーンをいかに解消していけるか、イエローに変えて、それで、生活環境が整うところをできるだけつくってほしいというのが、砂防えん堤の大きな役目だというふうに思っておりますから、その気持ちをしっかりと、霞が関のほうに、国のほうに要望をかけますし、国会議員の方々にもそういったところをしっかりと要望活動をし、実施できる可能性を持って要望をしているところでございますので、今、遅れているというのはいろんな理由がありまして、遅れてきているのは非常に皆様に迷惑をかけているというふうに思います。激甚災害の予算から、更には国土強靱化に向けての予算の延長も含めて、そういったところをしっかりと進めてきておりますので、早急に完成できるようにしっかりと努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 努力してもらうのは結構ですが、私ももう何回も国土交通大臣に対して直接要望書を出しております。出しておりますが、その答弁、答弁いうか、言うてこられたのはね、予算は十分つけていると、足らんかったらつけるから、早期実現を県にでも早く要望してと言われました。だから、議長と一緒に県へ行ったら、やりますやります、今年度中に何とかします。私は、ここでみなさんに言うんじやが、私ががやがや言うたらね、あまりええ感じがせんのですよ。なぜか言うたら私の土地がほとんどかかるんじや、の。崎本は銭欲しさに言う思われてもしょうがない、わしは黙っておる。黙っておるから人を通じて言いますがね。だから、その分は、町長をはじめ建設部の皆さんがなぜ早くできんのか、県に問い合わせ、海田町の地元の要望じゃ、早くやってくれという要望が強いんじやから、早くやってくれというような、やっぱりお願いをなぜせんのですか。今日でも済んだらすぐ、いつからどのような計画を立てているか、ど

のようになっちゃうか、ね、調査するのもあなた方の仕事なんよ。そこらをどう思うちゃうのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）早期の工事着手のほうは要望してまいります。やはり県と常に連携を取って、この事業のほうは私たち海田町も進めてきたつもりでございます。そのために西ノ谷の高岸1号橋の改修工事でも10月末までには工事をしなければ県のえん堤工事に支障が出るということがありましたので、業者のほうにも大変無理を言うて、職員にも無理を言って、どうにか10月末までには完成させております。しかし、まだ実際には工事のほうが着手できてないというところで非常に我々も悔しい思いをしておりますので、そこは一日も早く、県のほうに工事の着手ができるように強く要望はしてまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）住民の方は皆困っておられるから、それ以上に悔しい思いをしておりますよ。4年経過しておりますよ。もう手がついてないところは原野になりますよ。もうなりかけておりますよ。木も大きくなってね。今度大雨になったら、前の災害の倒れた木や竹、いっぱい詰まっておるんじやが、これがいっさんきに流れたら大変なことになりますよ、ね。それを排除までもしてありませんよ、放ったらかしですよ。そこらを、国じゃ県じゃ言うところの場合じゃないでしょうが。海田住民のその地区の皆さんの安全を守るために何を先にせにゃいけんかということは、あなた方も自治会と一緒に考えてにゃいけんのですよ、ね。それが一つ、あなた方の仕事なんです、ね。そこらを十分に理解して、安全・安心なまちづくりと言葉で言うてもね、やっぱり住民は心に不安が残りますよ。そういうことを一つ一つ解決していくことが住民の安心・安全なまちづくりの一つでもありますよ。そこらの考えをもうちょっときちっとして、強靱なまちづくりのために考えていただきたいと思います。どうですか。部長、どうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われることはごもっともですし、よく分かります。一番は住民の皆さんが一番悔しい思いをしていらっしゃるし、非常に不安な思いをされていらっしゃいます。十分理解できます。我々もできることは、既にずっと県と協力してできる限りのことはやっておりますが、まだ実際に工事できていないというのが現状でございますので、今日いただいた御意見も含めて、県のほうには強く、私なり、また町長なりと一

緒に強く要望してまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 最後に町長、令和5年度の予算編成について、しっかりと町長の所信表明で、今私が言ったこと、あるいは町長が思われたことを、しっかりとそこに書いていただいて、皆さんが分かるように所信表明を考えてください。どうですか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 先ほどちょっと足らずがございましたので、言っときますが、要望をかけて、その実際はどうなっているか、要するに要望の結果がどうなっているかも含めて、しっかりと国のほうに確認にも行かせていただきたいというふうに思いますので、国の予算がまだ当初予算の形が出てきておりませんから、その中の内容をしっかりと見極めていきたいというふうに思っておりますので、先ほど言われたところの実施計画を含める、そういった予算が盛り込まれているかどうかの確認をさせていただきます。それを含めて、来年度の当初予算に向けてのまちづくり、これをしっかりと皆さんに伝えられるような形にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 以上で終わります。

○議長（桑原） 2番、西田誠一議員。

○2番（西田） 2番、西田です。今回、1点、ちょっと長いんですけど、質問させていただきます。有害鳥獣に対する新たな取組と、これまでに質問してきたことに関してです。この度も有害鳥獣に関しての一般質問をさせていただきます。昨年度、本町としての取組に関して答弁をいただいた際、山裾における居住区域と山林区域の境を広島の森づくり事業の制度を活用しバッファゾーンをつくる事業を継続しているとありました。この事業は有害鳥獣対策として大いに有効であると思いますが、伐採後のメンテナンスがないと、また草や木が生えて元どおりの山林になるおそれがあります。そこで、伐採後、以後、山林に戻らないよう、またメンテナンスの意識を地権者さんに持っていただくように、梅の木などを植樹する考えはないかを問います。民地ゆえに交渉は容易ではないと思われませんが、仮に山裾のバッファゾーンに植樹整備を進めることができたならば、数十年後完了を迎える頃には山裾に梅の木が並び、2月頃には、よくある桜並木ならぬ梅並木、横文字で言いますとプラムロードですかね、ができ、海田町のシンボルにもなり得るのではないかと思います。併せて、並木維持のために今まで以上に多くの人に

山に入っていただければ、有害鳥獣が出にくくなるのではないかと思います。この一つの事業が多くの効果をもたらすことを目的として推進することも重要であると考えますが、いかがでしょうか。続いて、これまで質問してきました有害鳥獣駆除班の人員確保施策と進捗状況、自治会並びに各種団体との協業、赤外線ドローンによる生態調査及び有害鳥獣捕獲後の処理施設に関する進捗状況はどのようになっているのかを伺います。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）西田議員の質問に答弁いたします。

有害鳥獣に対する新たな取組と、これまでに質問してきたことに関する質問でございますが、1点目のバッファゾーン整備後の梅の木等の植樹については御指摘のとおり、伐採してもその後の手入れがないと元の山林に戻るおそれがあります。町の新たな魅力づくりや有害鳥獣対策としても一定の効果が得られる可能性もありますので、今後、調査研究してまいります。2点目については、有害鳥獣駆除班の人員確保施策としては、駆除班の方々を通じた勧誘や新たに狩猟免許を取得した方に対する狩猟免許試験の受験手数料及び初心者講習会の受講料の費用の補助等を行っております。その進捗状況については、駆除班の方々の御協力のおかげで、来年度7名の増員が図られる見込みです。自治会や各種団体との協業については、これまで西小学校区を除く3小学校区の自治会長や役員の方々と意見交換会を実施しております。今後は、小学校区での意見交換会の結果を踏まえ、単位自治会などと地域の実態に即した具体的な対応策について話し合いを進めるとともに、各種団体との連携に取り組んでまいります。赤外線ドローンによる生態調査については、現在、その効果や実現可能性について、駆除班の方々の御助言をいただきながら調査研究を行ってまいります。有害鳥獣捕獲後の処理施設については、現在、先進地事例を参考に周辺市町との連携も視野に入れ、調査研究を行っております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）それでは、再質問に入らせていただきます。まず最初の、要は伐採後のメンテナンスというものに関しまして、例えば梅を植えるという話をさせていただいたんですが、仮に別の方法として、ひまわりの会の方がおられるんですけども、そのバッファゾーンにひまわりを植えるとか、これ、町の花なので、そういった梅並木にしてもそうです、ひまわりにしてもそうです、今バイパスができてますけども、バイパスが開通した際にはあそこへ県外の車がどんどんどん通ようになります。ちょうど目線ぐ

らいにそういった植樹をすると、ひまわりを植えるでもいいです、いうふうにすると、県外の方が通られる際、一つのシンボルというか、海田町ですというふうになって、人目につくようになると思います、住民さんの気分も変わってくると思うんですが、そういう中でひまわりの会を使うというのは失礼ですから、協力して、PRとともにそういうこともしてみようという考えはないか伺います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御指摘でございますが、確かにそういった地権者の方々であったり、御指摘のあった関係団体の方、そういった方々の御意見等を聞きながら、海田町にとって、やはり効果的で持続可能性のあるものというのが望ましいと考えますので、どういったものがふさわしいか、それについて模索してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）しっかり研究していただいて、協業できるかどうか、こういったものは駆除班が何かをすればいいとか、行政が何かをすればいいというものではなくて、間違いなく住民さんの協力がないとできない話でございますので、是非コミュニケーションをしっかり図っていただいて進めていただければというふうに思います。次に、駆除班の増員が7名図られたという話ですが、駆除班の協力あったということなんですけども、そのほかに何か要因があったというものは調査されていますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）町としてこれまでの町長答弁にもございますように、様々な形で人員確保する施策として、駆除班の方を通じた、先ほど申し上げました勧誘であるとか、新たに狩猟免許を取得した方に対する受験手数料等の補助を行っているところでございます。それ以外のことについて、駆除班の方々が中心になってやっけていただいているところが現状でございますが、町としても今後とも駆除班の方々にお願いしながら連携しつつ、確保について努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）連携のほうしっかりお願いいたします。あと、今、広島市のほうで、要は駆除人員の減に伴って、新たな事業の取組として、事業者であるアルソックさんを介しまして、駆除事業というものを試行されております。将来的にどの程度増えていくかわからない駆除班さん、はるかに増えていく有害鳥獣、イノシシ・鹿、何とか処置してい

かないと増えていくばかりです。そういったものを広島市が大銭かけてやろうとしているんですけども、仮にこれが本格事業化された際、海田町の消防事業を広島市に委託したような形で、広島市に委託するという考えはないでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘いただいたアルソックですか、そういった業者との連携が広島市において取り組まれているということは、情報として我々も把握しているところでございます。今後、そういった情報交換を行いつつ、費用対効果の面も非常に大事だと思っておりますので、そういった広島市との連携について、今後、調査研究をさせていただけたらと思います。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。要は人員確保のためにあらゆる手段を講じることが重要だと思います。できる限りの手法を講じつつ、確保していただきたいと思います。続きまして、赤外線ドローンのことに関してですけども、いろんな私も調査をさせていただいている中で、実際、過去まで行われていた生態調査っていうんですか、いうものを仮にしたなら、範囲とかいろいろあるんでしょうけど、数十万円かかるというふうに聞いております。赤外線ドローンだと、そこまで手間が要らないので、機械代、イニシャルコストはかなりかかるんですけども、数百万。でも、要するに労務費自体が少なくて済むものですから、ある程度安価で済むというふうな形で、いいことばかりだと思っていたんですけども、これがちょっと知り得る範囲で言いますと、ある程度は見えるんですけども、山の森林の大きな木の陰に隠れて見えない場合があるという難点もあることが出ました。仮にですけども、夕方の時間帯とか早朝とかいうのがよく出沒するんです。特に民家の近づいてくるというのがあるんですけども、そういう特質というんですかね。そういう時間帯に飛ばすと、意外と映りやすいと。ですから、何らかの試行をしていただいて、予算も必要かもしれません。要は、こんな実態だよと、たくさんいますよということを調べることも重要です。そういう状態を住民さんに知らせてあげてほしいと。ですから、しっかり取り組まにゃいけんというふうな材料にさせていただきたいんですけども、試行ということに関してやっていただけないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまお話がありましたドローンの話、実際、私も駆除班の方々

に御紹介いただいて、そういった画像を見させていただきました。その中で非常に鳥獣駆除以外にもいろんな多様な活用方策があるんだなというふうな認識でおります。そうした中で、今試行的にやったらどうかということなのですが、これについて先進事例も踏まえて、今後、それらについて考えさせていただけたらというふうに考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）しっかり情報収集をしていただいて、先進事例を取り入れていただいて、要は住民さんの安全・安心につなげるためのことですから、実際に小学生が後ろからイノシシに突き飛ばされてけがをしたとかいう事例も出ております。そんなことが起こる前に進めていっていただきたいと思っています。これ、一つの考え方なんですけども、前回、一般質問しました猿なんですけど、猿なんかですと、どちらかというと、木の上におるんです。そうすると、木の陰に隠れることは少ないんですよ。そういうことにも活用していただくというものも試行の中に入れていただければと思います。あと、来年度、受験を考えておられる方の相談があったんですけども、捕獲するまではいいですよと、なんとかする、若い人ですから。でも、どうしても、土地を持っとるとか、倉庫があるとかそういう方じゃないので、捕った後、どうすりゃいいか分からんのですよということも踏まえて、加工場というか処理場というか、いうものがあるとやりやすいんですよ。よく考えると、そういうことができないと、結局、せっかく免許を取っても離れていくと。離れていくと、結局、駆除頭数は増えないというふうにつながっちゃいますので、そういったものの処理施設ですか、しっかり考えていっていただければというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの処理施設の関係なんですけど、海田町は市街地がすぐ近くにあって、なかなか適地というのが難しい面があるんですけど、そうした中で、近隣の市町との連携というのは一つの方法論としてはあろうかと考えております。ただ、そうなるとしても、なかなかすぐにとというふうなことになりませんので、まずは我々としては、例えば西区のほうに処理場がございますので、そこに、近くになかなか処理できる場所がない、そういった場所を確保する上で、少しでも近隣でということで、西区のほうにそういった処理場がございますので、それらをそこに持ち込む、そのことについて現在検討させていただいております。状況としては、今そういうふうな状況でございます。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。要は、一貫した一つの流れというふうにして、仕組みをつくってあげることも重要だと思うので、しっかりその確立をお願いします。あと、仮に処理場を造る際に、ほかの処理場のことを調査させてもらったんですけども、処理頭数というのはあるんですけども、処理頭数が、私が三次で聞いたものは年間600頭、イノシシと鹿。海田町の有害鳥獣駆除の捕獲数というのは約100ちょっとということになると、実際に6倍、それを考えると、仮に処理施設を考えるならば近隣市町との連携というのは切っても切れないというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）さっき少し触れさせていただいたんですが、やはり単独というのはなかなか難しい面がございますので、そういった今、御提案のことも含めて、今後、調査研究させていただけたらと思います。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）しっかり調査研究をお願いします。最後になるんですけども、一昨日ではあるんですけども、高齢の御夫婦が畑作業されており、猿の被害に遭って困っておられました。その際に、有害鳥獣全てそうですけど、要はせっかく作とった畑の野菜とかそういうようなもの、襲われて、やる気がなくなる。やる気がなくなると、畑を耕作放棄してしまう、そこへ餌場がまたできると。続いて、高齢者の方が畑をやめて家にこもると、今度、認知が進むとかそういうふうに進んでいく可能性もございます。そうすると、有害鳥獣のほうに経費を使うのがいいか、元気で働いておられた高齢者が結局医療費がかかることになります。そちらに経費がかかるのいいのか。健康寿命を伸ばそうという海田町の方針でいけば、元気な高齢者の方が生き生きと畑作業なりとか汗を流されとかいうふうになっていただくためにも、有害鳥獣の駆除のほうに経費を使っただけであればいいんじゃないかというふうに思いますので、是非この事業をしっかり進めさせていただきたいというふうに思って、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）1番、石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。コロナウイルス感染はじわじわとまた広がってきております。第8波を迎えると言われております。引き続き対応して下さっております関係者の皆様の御努力に感謝申し上げます。それでは、一般質問させていただきます。

1番、路側帯や歩道の雑草の定期的除去の必要について。海田町の道路は国道・県道・

町道・里道と多種にわたり、町の面積の約1パーセントを道路が占めています。国道・県道沿いの路側帯や歩道に草が生え、海田町美しいまちづくりと条例をつくっているにもかかわらず、決して美しいとは言えない状況にあると思われます。特に、県道276号線曾田から東部流通団地入口にかけて夏場の草の伸び方は尋常ではありません。清掃ボランティアやアダプト制度を使つての清掃の方々は草むらに入って、缶・瓶・家庭ごみ・投げ捨てごみ・投げ捨てたばこなどの清掃活動をしています。時には、横断歩道などの歩行者が、路側帯の草により前方の視界が妨げられている状況です。町に要請すれば草の除去はありますが、海田町では年2回と制限されています。除草は、犬猫のふん尿被害、ごみのポイ捨て防止の抑制にもつながります。美化を奨励している町としては、年4回の積極的除去の必要があると考えます。国道2号線大正交差点手前沿いの草、瀬野川沿いの草に関しても同様に必要と思われます。現在、新しい県道が着々とできている過程の中で、海田町美しいまちづくりを条例化している海田町として踏み込んだ除草対策の考えを問います。1、道路側道、歩道、路側帯に関しての美化は、今後どのようにされるか。2、安全・安心のための除草活動はどのように考えているか。3、年2回の除草の回数はどのように考えているか。年4回にしてはどうか。

2番、動物愛護運動について。海田町内でのふん尿被害を訴え、海田町環境衛生の団体に看板を設置するために申出をしてこられる自治会があります。ふん尿処理は飼い主の散歩時のモラルの問題もあります。捨て猫、捨て犬の被害も訴えられています。海田町では捨て犬や捨て猫のトラブルは、誰がどのように対処されているのでしょうか。特に、捨て猫の被害は、町を越えて電車に乗りわざわざ餌をやる方もあり、どのように注意喚起したらよいのか困惑したと話される方もありました。そこで、海田町に動物推進員を配置し、動物対策に備えてはいかがでしょうか。この動物推進員を配置することにより、動物愛護の観点からも積極的に動物について相談できます。例えば、桜耳猫のように避妊手術は国からの補助があると聞いています。そのことを年に1回のチラシなどで広報活動をされているとはいえ、周知徹底には、直接相談できる推進員が必要と感じます。動物愛護法の改正に伴い、令和4年6月1日から販売されている動物に関してはマイクロチップの装着が義務化され、飼い主情報の一元管理化がされています。これは環境大臣が指定した指定登録機関が対応しています。現在、犬は全国で34万3,379匹、猫は14万3,545匹登録済みです。このようなマイクロチップ装着費用を補助・助成している自治体もあるそうです。広島県はこのような助成はまだありませんが、いろいろな

情報を取り入れるため、動物推進員は必要です。そこで、1、動物推進員を配置し、犬猫被害や放置猫などに対する対策を講じてはどうか。2、桜耳猫活動を県と連携していることの周知方法は。3、今後、マイクロチップ普及の啓発活動はどのようにするのか。

3番、自転車ラインと自転車走行指導について。自転車ラインが海田町で導入され、数か月が経ちますが、自転車走行は、自転車ラインを通る人、歩道を通る人と二分されているのが現状です。自転車の違法走行に対して、東京では危険走行として赤切符を切ったと11月6日の経済新聞に掲載されています。海田町はコンパクトシティを目指しているわけですから、大人から子どもまで自転車で町内を移動しやすい環境にあります。小学校では自転車指導もあります。この自転車ラインや自転車事故について児童にどのように指導をされていますか。自転車ラインを導入したからこそ、改めて幼い頃から自転車指導が必要と考えます。小学校、中学校、高校での指導を改めてする必要があると考えます。そこで、1、死亡事故にもつながりかねない小中高生への自転車指導の徹底はどのようにするか。2、自転車走行指導が終了し、自転車保険などに加入した場合には、海田町独自の証明書を出してはどうか。3、三迫入口付近から日の出交差点付近の県道が4車線に広がる場所に自転車ラインの表示をしてはどうか。4、自転車ラインのある横断歩道の自転車通行ラインは、今後なくなると聞くと、どのように走行指導するか。5、視覚障がい者に関する自転車走行の指導と注意喚起をどのように指導するか。

4番、海田市駅前自転車走行について。駅前連絡協議会の方々が、定期的に歩行者、自転車の乗り入れ注意などの安全警らを行っています。今日まで何年も続けて注意を促し、注意提示も行ってきましたが、無灯火、歩道の自転車乗り入れ走行が平然と行われる現状です。今後は、安全が保障できにくい状態になるのでは、と危惧されています。駅前利用者はほとんど駅前に駐輪している方です。シルバー人材センターの方々が管理し、駐輪を許可しています。シルバー人材センターの皆様にも協力を願い、無灯火、歩道乗り入れ走行をする利用者の方に、安全・安心走行の指導を率先して行うことはできないかと考えます。日頃からの対応が事故を未然に防ぐと考えます。また、先に提案した自転車指導にもつながると考えます。そこで、1、駅前駐輪場利用者への自転車利用指導をシルバー人材センターにも協力を求めてはどうか。2、無灯火自転車の乗り入れを禁止してはどうか。3、駅前歩道の自転車走行を禁止してはどうか。4、施錠のない自転車の注意喚起をしてはどうか。

５番、地域コミュニティセンターについて。公民館は、地域住民の生涯学習の学び場として、スポーツ・文化教養・生活文化・健康増進の機能を果たしてきました。町民のための町民センターがありましたが、今は、児童館・児童クラブ・ネウボラとして利用されています。今後は、自治会・コミュニティ・ボランティア等の活動団体が自由に交流でき、調理室のある地域コミュニティセンターが必要と考えます。このセンターは様々な交流を生み出し、地域の総合的な活動や交流の拠点になると考えられます。町は地域コミュニティセンターについて、どのような考えをお持ちですか。お聞かせください。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問に答弁いたします。

まず、路側帯や歩道の雑草の定期的除去の必要性についての質問でございますが、１点目から３点目までについては、県道や町道における歩行者の安全確保には、繁茂によって視界を妨げるまで伸びた歩道や路側帯の草を除去するなどの除草対策に取り組むことが重要で、パトロールを強化し適宜除草に取り組んでまいります。なお、国道の除草については、道路管理者である国に繁茂の状況等を踏まえ適宜要望してまいります。

続きまして、動物愛護運動についての質問でございますが、１点目については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、広島県が獣医師や愛玩動物飼養管理士など、動物の愛護の推進に熱意と識見を有する方を対象に、動物愛護推進員を委嘱しており、海田町にも１名の推進員の方がおられます。犬猫に関する相談については、町と広島県動物愛護センターが連携して対応しておりますが、町又は県を通じて推進員へ相談できるようになっております。２点目については、県においては地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふんの始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していく地域猫活動を推進しており、不妊去勢手術への助成もございます。町ホームページでも地域猫活動に関する取組を紹介しており、県のホームページにリンクを貼っております。また、広報誌に記事を掲載して周知に努めております。３点目のマイクロチップ普及の啓発活動については、現在、町ホームページに掲載中ですが、今後も広報誌に記事を掲載するなど周知してまいります。

続きまして、自転車ラインと自転車走行指導についての質問でございますが、１点目の小中高生への自転車指導については、小学生と中学生には、町と海田警察署、安芸地区交通安全協会、海田自動車学校が連携して交通安全教室を実施しております。内容は、

交通安全に関する講話及び交通安全意識を高めるDVD鑑賞で、交通ルール、自転車の点検、自転車事故では自分が被害者になるだけでなく加害者になる可能性もあることなども学ぶ内容になっております。高校生については、各校が独自に交通安全教育等を実施している状況ですが、町としても警察や交通安全協会と連携して自転車の安全利用の推進について啓発を行ってまいります。2点目の自転車走行指導修了証明書の発行については、自転車保険の加入を条件とする場合、確認が困難なこと、確認ができて保険に加入していない場合、証明書を発行しないため児童の間で差が生じることから、実施は難しいと考えております。3点目の、県道への自転車ラインの表示についての質問でございますが、御質問の区間は、本町が策定した自転車ネットワーク計画の中では自転車ライン表示ではなく、自転車注意看板等の設置を道路管理者の広島県が行う予定となっております。4点目の自転車横断帯の撤去については、自転車横断帯がある場所を横断しようとするときは、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならないため、場合によっては自転車に危険な横断となることから、自転車が安全かつ円滑に自転車横断帯を進行することが想定される場合を除き、原則として自転車横断帯を撤去することが警察庁から示されたことによるものでございます。自転車による道路の横断については、道路交通法に基づいた横断の啓発を徹底してまいります。5点目の自転車走行時における視覚障がい者に対する事故防止については、毎年実施している交通安全教室において、自転車走行時には要配慮者への注意が特に必要であることを学ぶ内容になっており、今後も徹底してまいります。

続きまして、海田市駅前自転車走行についての質問でございますが、1点目については、現在、シルバー人材センターに対して様々な協力をお願いをしておりますが、今後、より一層、可能な範囲での協力要請を行ってまいります。2点目の無灯火自転車の乗り入れについては、町として駐車場内に貼り紙の掲示を行うとともに、シルバー人材センターに対しては声かけの徹底をお願いし、歩行者等の安全性の確保につなげてまいります。3点目の駅前歩道の自転車走行については、道路管理者である町が、これまでも自転車から降りて通行するよう貼り紙の掲示、路面標示及び看板の設置等を行っております。シルバー人材センターに対しては、再三注意を促すようお願いしており、引き続き粘り強く対応してまいります。4点目の施錠のない自転車の注意喚起については、町として警察と連携し、のぼり旗や貼り紙の掲示を行っております。シルバー人材センターに対しては、引き続き、声かけの協力をお願いし、盗難防止を図ってまいります。

続きまして、地域コミュニティセンターについての質問でございますが、現在、海田東地区拠点施設の整備に係る基本構想の検討において、町民アンケートなどを実施し、コミュニティの重要性についても御意見をいただいているところでございます。また、アンケートなどの回答において、年代ごとに重要と考える機能に差があることから、複数の機能を備えた拠点施設とすることで、幅広い年代が集まり、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。こうしたことから、いただいた御提案も踏まえ、現在、検討しております海田東地区拠点施設が、様々な交流を生み出し、地域の総合的な活動や交流の拠点となるよう検討をまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、再質問させていただきます。一番最初の路側帯や歩道の雑草の定期的除去の必要性についてのことですけれども、毎年、草は生えてきます。止めることはできません。生え放題で草をそのまま放置していることに問題があるのではないかと思います。確かに、見回りをして、パトロールを強化し、適宜除草に取り組んでまいりますと言われましたけれども、こちらから言わないと除草していただけてない状態にあるのは御存じでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）基本的に年2回というのは、空き缶等追放キャンペーンに合わせた6月、9月は行っておりますが、その他の地区におきましても、適宜行っているところでございます。議員がおっしゃられるように、夏場につきましては町内各所で要望がたくさん出てきております。そういったところを基本的に早くしたいんですけども、やはり夏の暑い時期に業者さんの確保というのは難しい状況になっておりますので、そこらについては、今後またどういった対策が取れるか、職員のほうも簡単にできるところはやっておるんですけども、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）確かに夏場は草の生え方も激しいですし、夏に入る前、今、6月、9月とおっしゃいましたけれども、6月の時点でまだ草が生えているような状態が見受けられます。あまりにも伸び過ぎて横断歩道沿いとか、それから、歩道から道路を渡ろうとしたときに草が伸び放題になっていて、本当に危険を有するような状態にあるところも何箇所かありますので、そこはやはり意識して除草活動をしていかないと事故につながるおそれがあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今後、パトロールを強化し、必要なところの除草に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）パトロールを強化し、除草してください。それから、年6月、9月と2回というふうに言われましたけれども、東広島市は住民が町に申請をして、年に一、二回除草する仕組みをつくっておられます。アダプトでもなくシルバーでもなく、住民がチームをつくり申請をして、1人、金額が発生しておりますけれども、聞いたところでは5,000円という金額を決めて地区内を除草されているんです。このようにボランティアではなく対価を支払って除草する仕組みも参考になると思いますが、海田町でもこの取組を応用できませんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）他市町の状況につきましては、今後、調査研究してまいりたいと思いますが、今のところ、現在のパトロールを強化し、除草に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、パトロールを強化して、皆さんの安全・安心の道路が渡れるように、除草していただければと思います。もちろん、今も言いましたように、年に2回だけではなく、ボランティアではなく有償の草刈りというような形も、住民の協力を得てやる方法も検討の中に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）繰返しになりますが、他市町の状況は調査研究させていただき、パトロールを強化して、現在の除草に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）強化をよろしくお願いします。

それでは、次、動物愛護運動について、今、コロナ禍で経済的な理由で飼い犬とか飼い猫を手放したいと言われる方が増していますが、海田町ではそのような相談はありましたでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）飼い犬、飼い猫を手放したい、経済的な理由でということでの御

相談に関しては、こちらでは聞いてはおりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）動物愛護とは、基本原則がありまして、全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で、適正に取り扱うように定めているというふうに書いてありますけれども、海田町に推進員がおられるというふうにお伺いしましたが、以前、町民の方が犬猫の避妊、捨て猫ですね、それを避妊するために町に相談に行きましたところ、そういう対応をしていないというふうに言われて困惑したというふうに聞いておりますので、今回、このような質問も併せて、動物愛護に関して質問をさせていただいたんですけれども、町のほうにそういうふうな相談があったときには推進員が対応されているのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）犬猫などの動物に関する質問に関しては、まず町のほうで対応しております。必要があれば県の動物愛護センターなどと連携して対応しております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町のほうはそのようなこともおっしゃられなくて、うちは海田町ではそういうことをしていないですという、ただそれだけだったということでもとても困惑されていて、どうしたらいいかということで、犬猫のことですので、県のほうとか広島市のほうとかに行かれて相談されたと聞いております。この推進員の方は1名おられますが、どのような活動をされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この推進員の方は、県のほうで委嘱された方でございます。啓発活動であったり、地域の方の動物に関する相談等に応じておられます。実際に、御相談あるときは、町や県を通じて、推進員に相談があるんだということを申し出ていただければ紹介するような形になっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町がこういうふうなチラシを配っているというのを預からさせていたっているんですけれども、ここに推進員がいるというふうに書いてありません。また、避妊の手術のことにに関してとかそういうものも掲載されてないような状態で、このチラシができていうのに一つ問題があるように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）避妊に対する助成等、町長の答弁にもございましたが、地域猫活動について、ホームページや広報等でお知らせしております。そのチラシに関してはちょっと狂犬病の件と犬猫の被害の件とかのことになっておりますが、広報とかホームページで周知を図っております。また、相談に来られた場合は、県の愛護センターでこういう取組、助成に関しても含めて、説明しているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、私のほうにそういうふうにお話しされておりますけれども、住民の方が行かれたときにそういうふうに懇切丁寧な説明、解説がないと分かりにくいと思うんですね。ですから、チラシなどで、やはりこういうふうになっているんですよと、目で見て訴えるような、確かにパソコンとかスマホとか持っておられない方もおられますし、高齢者の方などもそういうふうにスマホも持っていないという方もおられますので、やはり実際に目で見て、チラシを作るのが高くてみんなに配れないというんだったら、そのところで来られた方にきちっと分かるように、こういうふうな仕組みでやってほしいというような形を示されないと、分からないと思うんです。そこら辺のところは町としてどのように考えておられますか、口頭だけでは分からないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）また、必要に応じてそういう紹介するようなチラシの作成をして、御相談あった方には対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）懇切丁寧な対応をお願いいたします。それから次に、マイクロチップ普及啓発活動に関するものですが、海田町では助成とかそういうことを率先してやられませんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）現在広島県の中で、議員さんもおっしゃられておりましたが、マイクロチップの助成をしているという事例はないと把握しております。海田町で今後どうしていくかに関しましては、また先進地等の事例を調査研究して検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）推進員という方がおられるということですがけれども、すぐに推進員の方、海田町で話を、相談に乗ってくださったり、窓口が町であるというふうに言われましたけれども、気軽に推進員のところに行って話ができるような活動にしていかないと、地域に最も身近な立場で動物愛護管理の担い手の活動を支援するというのが推進員ではないかと思うんですけれども、いかがですか。そのような活動をされているのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）まず、相談の1個目といいますか、まず、相談の窓口、最初の窓口としては町や県の動物愛護センターとなっております。推進員の方については、県や町を通じて御紹介して、適宜相談に応じていくというふうな形となっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この推進員の派遣に関しても分かりやすい方法でしないと、住民の方には分からないと思うんです。犬猫で困っておられる方が、推進員がいるかどうか分からないような今海田町になっております。この地域に最も身近な立場で動物愛護管理の担い手の活動支援をしていくというのが、市町の役割と県は言っております。動物愛護の管理に関する課題の多くは、地域社会に密着したものだと考えていると。地域の実情に応じて、関係者によるきめ細かな主体的な取組が不可欠だというふうに県は常に言っております。これはなぜかと言いますと、震災とかの災害、そういう発生時の避難所における動物の受入れや取扱いに関する一定のルールづくり、そういうものも推進員と共に考えなければならないというふうに考えておりますが、この推進員の方は、派遣じゃないと来れないということだったら、町が主体的に考えてる、町は、じゃ、犬猫、みんなが飼っているかといったら、どうなんでしょうか。分からない状態で空想の中でやられているのでは意味がないと思うんですが、推進員が身近にあって、やはり動物の受入れとかそういう扱いに対する一定のルールづくり、そういうものはどのように町としてされておられますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）全ての犬猫の相談、動物の相談を推進員さんが直接受ける、相当な負担になってまいります。ですから、町・県というところがまず窓口になって、それから、そこで解決できるものは解決する、更に困難な事例、御本人さんが推進員に相談されたいというのであればそちらのほうを紹介するという、それぞれの役割分担において、動

物愛護の行政を進めておるところでございます。そこは御理解いただきまして、なるべく町民に身近なところで解決していく、町で解決できなければ愛護センターも紹介する、そういった段階的に動物行政のほうを進めていきたいというところで、推進員さんのほうは表にはなっていないところでございますので、まずは町・愛護センター、そちらのほうに御相談されて、そこからより良い方向に進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋委員。

○1番（石橋）この動物推進員の役割というものは、住民の求めに応じた犬猫等のみだりな繁殖の防止措置に対する助言、犬及び猫の譲渡のあっせんその他の支援、行政の動物愛護管理施策の協力、災害時における動物の避難、保護等に関する行政への協力ということが動物推進員の役割となっております。この動物推進員は多くおられましたら、協議会もできるというふうに聞いております。これは県のほうが協議会をつくっておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）県のほうで動物愛護の推進の協議会をつくっております。そこに所属する団体から推薦を受けて、この推進員の委嘱を行っていると考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）動物愛護というところの推進員を置くことで適切な飼い方が推進できて、それと共に動物愛護推進員の活動を支援する協議会ができるというふうに私も把握しております。動物愛護、みだりに殺したり傷つけた場合は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処されるというような形の罰則もありますので、やはり、動物愛護に関して、丁寧な相談窓口であってほしいというふうに考えますので、そういうふうな形を表面に、分かりますような形で、避妊、それから猫、それから譲渡会があるとか、そういうものがあったら、そういうような形で犬猫の愛護のほうに協力していただければと思います。今後も海田町として、この推進員がすぐに来られないということが分かりましたので、海田町として窓口の皆様は丁寧な分かりやすい説明をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）決して、これまで動物愛護に関して職員のほうが不適切な対応をしているとは私のほうは感じておりません。かなりの相談がございますが、件数があるんですが、それぞれ丁寧にお答えしとると感じております。ただ、町だけで完結できないと

こはどうしても町では難しいというふうな話をさせていただくこともあるんですが、そこは町と県、そして、推進員、連携しながら、丁寧な動物愛護に関する普及啓発、それから相談の対応、こういったものを今後もしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、継続でお願いいたします。

それでは、次に入ります。自転車ラインの自転車走行、その指導について。今、小中学生、小学校は自転車教室といって海田自動車学校で指導されておられるそうですけれども、コロナ禍にあってどのような指導をされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）コロナ禍においては、感染予防、マスクの着用などした上で実施をしております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町長の答弁の中でも安全教室を、安芸地区交通安全協会、自動車学校、警察署と一緒に安全教室を実施しているというふうに答弁がありました。ただ、この度自転車ラインが町内のあちこちで掲げられるようになりまして、なぜこの自転車ラインが引かれたのかということが広報の中にも少しありましたけれども、なぜそれをしたのかということを引きちと示す必要があるのではないかと思います。こちらにいろんなナビマークのチラシみたいなものがありますけれども、自転車ナビマーク自転車ラインですね、この表示する意味というものを、やはり住民さんにもきちっと分かるようにもう一度、再三にわたって、このラインが何者なのかということを示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今、自転車ネットワーク、矢羽根型であるとか、自転車は車道の左側を通ってくださいという看板の設置に今年度も取り組んでおります。その取組に合わせて、進捗に合わせて、必要な広報活動をして、安全な自転車の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）事故が起こってからでは遅いので、私もいろいろ調べましたところ、やはり自転車関連の事故がとて多くなっているのかなと思いましたが、少しずつ減っている傾向にあるというふうには調査ではなっているそうなんですけれども、しかし、小学

生の事故がちょっと増えております。自転車関連の事故の特徴は、死亡、重傷事故について近年は減少にあると。自転車乗車用のヘルメット着用者は中学生で約30パーセント、小学生は約15パーセント、高校生は6パーセント、10年前に比べ、着用率は若干増加していますが、まだ全体的な着用率は低いそうです。ヘルメット着用者、死者の致命傷となったのは、部位がやはり56パーセント頭部にあるというふうになっています。中学生、高校生の約6割に法令違反があり、法令違反は交差点関係のことが多いそうです。対歩行者では重傷・死亡者は自転車側の約半数が10代、歩行者側の約6割が高齢者となっているこの事故の特徴が、令和4年度自転車関連の事故に関わる分析が、令和4年6月に広島県警察本部のほうから提示されております。そこで、やはり、小学校の小さな、幼い、初めて自転車に乗るときから、学校でもきちっとした指導を行っていかないとはいけません、どのような形で、何年生から何時間ぐらい取られておられるんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）小学校で行う交通安全教室に関しましては、小学4年生を対象に毎年行っております。その中で、交通安全に関する講話や交通安全意識を高めるビデオ鑑賞につきましては40分行っております。その後に、自転車の安全な乗り方の実地につきましては、今年度約40分かけて行っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それは1回だけですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）小学生に関しては4年生の1回になります。また、中学校においても毎年、自転車の、実地で乗るのはないんですけれども、講話とビデオの鑑賞については行っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）これは中学生になってもそういう講話があるということがとても大事なことでないんですけれども、やはり中学生の信号無視とか一時停止、それから車道の右側通行、徐行せずに歩道、四つの違反というものが、令和3年度に自転車利用で赤切符を交付したのは全国で4,315件もあったというふうに聞いております。やはり、そういう信号無視とか一時停止しなかったりとか、車道の右側通行、徐行せずに歩道を通行しているという、この違反行動ですよね、そういうものが歩行者にとってとても危険な状態で、ス

ピードを上げて自転車が後ろから迫ってくるような状態、本当に見ていて危ないなというふうに思われますが、そこら辺の、やはり、よく町内でも車が警ら活動して、町内を回っておられますから、町内の歩行者、それから自転車走行のことはよくパトロールの中で分かっておられると思いますが、そういう危険行為を見られたときに海田町としてどのような対応をされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）海田町で防犯パトロールを行っております。夜間なんですけれども、そういったときにやはり無灯火であったり、2人乗りをしているなど危険な走行について注意を行っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）夜はもちろんですけど、日中のほうがとても多いような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）通勤通学や小学生が家に帰ってからとか、そういったときが、そういった行為というのは多発しているんじゃないかなと思います。そういった時間においても、町内で海田町の職員が日中、青色パトロール車で回ったり、そういったときは気をつけるようにはしておりますが、さすがに全てをとすることはできませんが、そこら辺はやはり警察のほうと連携しながら進めなければそういった違反というのはなくならないと思いますので、よくよく海田警察署のほうと連携しながら、そういった取締りや指導、そういったところについても連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今おっしゃられたように、小学生では帰ってからの訪問したり、遊びに行ったりすることがとても多い。中学生では登下校のときに事故に遭ったりすることも多い。また、帰ってからの高校生もですね、帰ってから、高校生は特に自転車通学の方がおられますので、そういうときに多い。中学生もそういうふうに家に帰ってから自転車に乗っての移動で事故が多いというふうに、広島県の事故の報告にもあります。やはり、そういうモラルの問題もあるでしょうけれども、交差点関連の違反とか安全運転義務違反とかいうふうに、今はまだそういうふうに海田町で赤切符を切られたとかいうようなことはないかもしれませんが、やはり今、この自転車ラインを引いたからこそ、きちっとした海田町としての仕組みをつくる必要があると考えますが、その啓蒙活動はどの

ようにされる予定ですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）交通安全、交通ルールを守るなどの啓発活動につきましては、現在も交通安全運動期間中、街頭キャンペーン、駅などで早朝であったり、夕方の通勤通学時間帯に啓発活動をしておるところでございます。警察、交通安全協会と連携して、啓発活動に今後も努めてまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この自転車ラインが引かれたことによりまして、横断歩道のところにあります自転車の通路、右側とか左側にあります細長い線が引いてある、自転車が通ってもいいということが撤去されている場所がどんどん増えてきているそうです。この指導に対しても、やはり、安全・安心、自転車が通行することによって事故が起こりやすいということで、警察のほうは今言う撤去する、自転車横断帯を撤去することは警察署から示されたというふうに答弁の中にありましたが、この指導についてはどのように学校のほうでは取り組もうとされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）毎年行っております交通安全教室で、やはり基本的なルール、自転車は原則車道を通る、そして左側通行である。ただその例外として歩道を通れる場合もありますので、そういったルールをちゃんと丁寧に説明しておるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、継続してそれはお願いいたします。やはり、自転車走行をするに当たりまして、4年生になったら、そういうふうに自転車教室があるということですが、自転車教室を終えた人たちに証明書みたいなものは出しておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）自転車教室を終えた後、学校のほうで発行しているところもあるというふうには聞いております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）答弁の中に、保険に入っているかどうか、加入が、自転車保険の加入を条件にする場合は確認が困難ということですが、小学校4年生になってそういう勉強が開かれたときに、きちっとしたカードみたいなものをいただきますと、きちっとし

た約束事、そういうものが小学校の子どもたちにもきちっと分かると思うんですけど、提示されることができると思いますが、そういうものを各学校で発行される、やっているとところがあるかもしれないみたいなんじゃなくて、発行する予定はないでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）学校によって証明書を発行するであるとかしないとかということについて、町内で統一されたものはございません。先ほどもありましたように、交通安全協会であるとか警察であるとか、そのようなものと協力をして、今現在進行しているところでございます。学校は、子どもたちがいて、生活をするというところの中で安全指導をしていただく場として提供していると。学校が主体となってその安全を保障するというふうな証明を、なかなか学校という立場で出しにくいということもございますので、証明書ということは形としては出せるかもしれないんですが、その保証というところまでなると、それを持っているがゆえにどうということになると、学校は責任を持てない部分がございますので、そこは取扱いとして難しさがあるということは御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）でも、勉強したという、こういうふうに自転車教室に行きましたよというような形のものは出せると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）勉強したという証については、その日に頂いた資料であるとか、証明に代わるような学習教材などがあって、それを今後も使っていくということが子どもたちにとって一番大切なことでございますので、そちらのほうを学校では周知徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）4年生で勉強したことが、大人まで意識して、中学校に上がり、高校に上がり、大人になっていくまできちっと、ルールはどんどん変わっていくでしょうけれども、それが意識の中で盛り込まれていけるように注意喚起をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。学校内でも。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）学校の特別活動等の場で、交通安全に限らず、生活に即した規則、守るべき事項については指導徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）自転車に乗るときは交通ルールを守り、安全運転をするよう気をつけてほしいと警察署のほうも言っておられます。それでは、次、自転車ラインもそうなんですけれども、海田市駅前走行についてなんです、全くこれは大人になってから、じゃ、モラルが守られているかと言いますと、中学生、高校生も無灯火であったり、それから2人乗りをしたり、そういうような形で自転車走行している。特に駅前ではそういう守られていないような状態が続いております。先ほど、小学校、中学校でもきちっと啓蒙活動をしていくと言われましたけれども、意識の中に根づいてないということが大きな問題で、ここに海田市駅前自転車走行のことの質問をさせていただいた次第なんです、シルバー人材センターの方に協力をお願いして、貼り紙とか駐輪場内ののぼりとかいうふうなことをすると言われましたけれども、一声かけることもとても大事なことだと思うんですね。声かけられなければ、私、海田市駅前の駐輪場を利用していたことがありましたが、時々、チラシが入っているんですね。そういうようなことは今やっておりますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今の時点で具体的にどういったことかというのはちょっと申し上げにくいんですが、貼り紙であったり、例えばこちらで御紹介しております盗難であったり、そういうことについては直接自転車に貼りつけたりとか、それぞれ注意喚起というのは町とシルバー人材センターの協力を得ながら、やっているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、私が質問したのは、確かにシルバー人材センターの方に協力をしてほしいというふうに言いましたが、今、駅前連絡協議会の方々が定期的に歩行者とか自転車の乗り入れ注意、注意喚起をずっとやっておられることは御存じでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）承知しております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そういう注意喚起が何十年にわたっても、海田町の駅前で自転車走行、それが直ってないんですね。なので、禁止にしたかどうかというふうに提案したわけですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、ただいま御指摘のことについては、内部で検討いたしまして、その上で必要に応じて、警察と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）自転車がとて多くなってきました。町内でも自転車での通行、利便性があるので、あっちに行ったりこっちに行ったりするのは自転車、どこかに行くのも自転車ということが主流になってきているのかなというふうに思いますが、やはり自転車の駅前の乗り入れというものが、後ろから来て、無灯火で来られて、あっと驚くとか、また一番立地がいいところに駐輪場がありますので、皆さん、その自転車を利用して移動することは多々あると思いますが、やはり駅前の注意喚起というものがとても大事なんではないかと思います。ここでしっかりと大人の方にも自転車走行の注意喚起を行っていく、もちろんシルバー人材センターの方にも協力をお願いして、いろんなチラシを配ったりされるかもしれません。また、のぼり旗を提示してその注意喚起、ただ見てるだけになっているんじゃないかと思うんですね。ですから、どういうふうにしたら、この無灯火が直り、自転車の走行、入ったら、大体いけないんですよね、あそこは、駅前は。どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）駅前のほうは道路管理者としては歩行者専用道といたしておりますが、道路交通法、規制のかかった区域ではございません。そのため、以前も公安委員会のほうと協議をしまして、規制がかけられるかどうか話をしましたが、規制はちょっと難しいということで、お願いの看板をし、注意喚起いうかお願いですね、に取り組んでおるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、自転車置場と歩行者と自転車が乗り入れをしているので、とても危険な場所ではあると思うんですね。事故もあっと驚くような、何て言うんですか、あつ、後ろから来たみたいな感じでなっているというふうに思う方が多々あったと。事故には至らないかもしれませんが、やはりこれは、自転車を駅前に乗り入れていくときの人のモラルの問題とは思いますが、やはり協議をしていただいて、どういうふうにするかと自転車走行の注意喚起になるのかというのをもっと深く考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）警察のほうとか関係各課といろいろと調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）先ほど、自転車ラインのところでも申しましたように、大人の自転車走行の手法、こういうふうなことをすると逮捕されますよとか違反切符切られますよとかというふうになっていかないと、いつまでもこの自転車駅前連絡協議会の方が何十年も言ったところで、何もなかった、何で俺らはこういうふうにならずに言い続けているんだらうかとおっしゃったので、いや、言い続けてくださいと言いましたけれども、言い続ける方がいなくなったら、これでいいんだというふうに人間はずるずると楽な方に行ってしまうと思います。そこは、やはり、注意喚起、警察署と一緒に注意喚起を考えていくとおっしゃいましたけれども、今、駅前を利用している、駐輪場を利用する皆様が高校生もおられますし、小学校もおられるでしょう。大人もおられますので、ここは徹底的にルール、きちっとした守り方を指導する、本当に格好の場所ではないかと考えております。海田町として、そこを駅前連絡協議会の方々の活動をもうちょっと推進していくような形、またシルバー人材センターの方々の協力、交通、警察署との連携も必要でしょうけれども、海田町としてどういうふうにするのかということをお伺いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ここは町全体ということでございます。ただいま御指摘のありましたように、シルバー人材センターであるとか駅前の利用者協議会ですか、そちらとの連携を図りつつ、町全体として安全・安心につながるような形での声かけ、意識啓発、注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）継続をお願いします。

それでは、最後の地域コミュニティセンターについてお伺いします。地域コミュニティセンターの必要性は、今、海田東部地区拠点施設の整備に関わる基本構想の検討において、このコミュニティセンターなども活性化につながるように、幅広い年代が集まり活性化につながるものと考えているというふうに言われましたが、東地区拠点施設の整備だけではないと思うんですね。コミュニティセンターというものは1か所だけではないと思うんです。海田町は川に阻まれて二分されたというふうには感じておりますけれども、確かにこちらの庁舎側には公民館施設はありますが、コミュニティとして皆さ

んが集えるような場所がないんですね。なので、そういう地域コミュニティセンターの利用を提案して、皆さん、どういうふうに考えているかというふうにお伺いしたんですが、東地区だけのことではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）町長答弁にございました海田東地区の地区拠点施設については立地適正化計画において定めたものについて具現化を検討しているものでございます。そのほかといたしましては、新庁舎において住民活動センターの機能を集約し、住民の交流スペースや利用促進を図ることとしております。また、それ以外につきまして、真田会館や海田南コミュニティホームなどの町のコミュニティ施設や、それ以外に織田幹雄スクエアやひまわりプラザ、ふるさと館などの公共施設においても、地域活動などに御使用いただけます。そういった既存の施設も有効に活用していただきながら、第5次総合計画に掲げております活動拠点を核とした地域活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、真田会館、織田幹雄、センター、加藤会館と、いろいろ話が出てきましたが、地域コミュニティの活性化というものは、やはりこの地域コミュニティをつくることによって、地域が活性するというふうに思っております。今まで町民センターができた頃にはお風呂があったりして、囲碁したり将棋したりしてる方がおられました。確かに福祉センターがそういうふうな機能をされるようになっておりますけれど、町民センターができたときには自由に使える場所があってええねというふうに言っておられましたので、東地区の東部総合開発のほうはそういうふうに意識されておられますでしょうけれども、こちらの海田小学校区のほうに関しても、そういうものが必要であるというふうに思っておりましたところ、今、加藤会館とかそういうところで対応できるのではないかというふうにおっしゃいましたが、地域コミュニティとして活用を考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）先ほどの答弁の繰返しになりますが、新庁舎において住民活動センターの機能を集約し、住民の交流スペースや利用促進を図ることとしております。また、先ほどもありました真田会館や海田南コミュニティホーム、また、織田幹雄スクエア、ひまわりプラザ、ふるさと館などについての公共施設におきましても、地域活動などで

御活用いただけるようになっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、コミュニティがどうしても、今はコロナ禍にありまして、夜が使えないというような状態になっております。やはり、その夜の開放というものも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）コロナ禍においては時間制限等があったと思いますが、今は公共施設においてそういった制限はしておりませんので、館が定める時間内においていろんな方が利用できるものと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、私の調査不足だったんかもしれませんが、夜がまだ使えてないところも確かにありますので、そこところはちょっと検討願えればと思います。他市町では生涯学習センターだったものがコミュニティセンターになったりしております。生涯学習センターは。

○議長（桑原）石橋議員、石橋議員、鳴りましたんでやめてください。

説明員入替えのため、暫時休憩します。再開は11時15分。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。3番、玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。本日は大きく三つの項目について質問いたします。

まず、大きく一つ目、役場の職員に対するメンタルヘルスケアと研修システムについてお尋ねします。職員については、住民の方々からの相談や災害対策を行う中、精神的に大きなダメージを受ける場合があります。特に災害時の対処については、職員自身のメンタルヘルスケアについて対策があつてこそ、質の良い住民への対応が可能であると思います。それらについて、知識も対策もないままに疲弊しながら住民の皆様への対応に追われているのが現状であると推察しています。また、質の良い住民対応がなされていないとの相談も多数受けております。背景には、先ほど述べたような職員へのケアと

専門的な知識の普及研修が十分でないことが挙げられます。これらのことについては、支援者支援の専門家である公認心理師の立場から見ても喫緊の課題であると感じております。現在は、海田町に公認心理師が配置されており、これらの課題において、職員のメンタルヘルスケアや研修など専門的な知見から対応が可能な状態であると思います。今後に備えて、また現在も大きなストレスを抱えながら住民サービスを行っている職員のケア体制の見直しと公認心理師を活用した研修などにより、適切で質の高い住民サービスができると考えております。これについて、喫緊に対応すべきと考えますが、取り組むお考えがあるのか、答弁をお願いいたします。

大きく二つ目、児童生徒に対するボランティア手帳の発行についてお尋ねします。他市町では児童生徒のボランティア活動について、これを評価し、ボランティア手帳を発行しているところがございます。この評価制度と手帳による証明は、道徳心の向上を促すとともに、将来、受験する際や就職活動をする際に大いに活用できるものであると思います。海田町は、子どもの心の健康づくりに力を注いでいることもあり、このボランティア手帳などで評価及びボランティア活動を証明することは、道徳心を育て社会奉仕の精神を向上させるとともに、自己肯定感の向上も期待できます。当町においても、同様のボランティア活動を評価、証明するシステムづくりが必要であると考えます。これについては、その効果を測定するため、自己肯定感に関するアンケートを同時にとることにより、海田町のモデルが県や国にも評価されることが期待できると考えます。他市町が実施しているような手帳でなくとも、例えば、A4でボランティア証明書を教育委員会から発行するだけでも十分な効果が期待でき、予算もあまりかけずに行えるものであると考えます。これらの子どもの道徳心の向上及び自己肯定感の向上、将来の受験や就職にも役立つボランティア活動証明書等の発行に取り組むお考えがあるのか、答弁を求めます。

大きく三つ目、自治会・町内会などの活動に対する支援対策についてお尋ねします。9月の定例議会でも質問をさせていただきましたが、自治会・町内会など、以下自治会等と申し上げます。これらの活動に対する持続可能性を支援する対策は国でも大きな問題として取り上げられていることは前回も申し上げました。海田町でも自治会長等のなり手不足とともに運営が難しくなっているように拝見します。特に、人口が増加傾向にある海田町においては、若い世代にとって自治会等の活動が負担になり、加入しない世帯も増加傾向にあることは前回申し上げたとおりでございます。この件については丁寧

に検討する必要があると思いますので、今回は細かく分けて質問をさせていただきます。まず1点目は、前回の定例議会後にどのような対策をされたのか。また、検討中であるのか。そして、現状についての答弁を求めます。次に2点目、それぞれの地域ごとの課題は異なると思いますが、各自治体等の実態調査と困りごと調査は行われているのでしょうか。今後、行う予定なのかについて答弁を求めます。3点目、福島県が先行的に実施し各市町などでも採用されているところがある健康調査により、各部署が連携でき、情報を共有することで自治会等に丸投げされていた災害弱者への対応などを自治体レベルで行うことが可能になると思っておりますが、将来的に実施の検討をされないのか、こちらについて答弁を求めます。4点目、自治会等の理事の方々に何を求められ、何をすべきか分からず戸惑う若い世代の方々への研修や育成が必要であると考えておりますが、今後、自治会長や理事になられた方々への研修を行うのか行わないのかについて答弁を求めます。5点目、町民全体への意識調査が対策を立案する場合に必要であると考えますが、自治会等に関して町民全体への意識調査をする考えがないのかどうかについて答弁を求めます。繰返しになりますが、この問題は丁寧な検討が必要なため、一点一点それぞれに対して分かりやすい答弁を求めます。以上、お願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の1点目と3点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、役場職員のメンタルヘルスケアと研修システムについての質問でございますが、メンタルヘルスケア体制の見直しにつきましては、議員御提案の公認心理師を令和3年度から総務課に配置しており、休職者の復職支援に一定の効果が出ていることから、引き続き、公認心理師や衛生管理者の専門知識を活用しながら、職員の心身の健康維持を図ってまいります。また、公認心理師を活用した研修につきましては、職員研修の一環として、実施に向けて検討をしてまいります。

続きまして、自治会・町内会の活動に対する支援についての質問でございますが、1点目の前回の定例議会後の状況については、自治会の負担軽減のため、一部の行政協力事務について、自治会連合会正副会長会議の場で取扱いについて意見交換を行っているところでございます。2点目の自治会ごとの実態調査と困りごと調査については、今年度も自治会アンケートの中で把握してまいります。3点目の災害弱者の対策についての質問でございますが、議員の御指摘のとおり、災害弱者の情報を各部署で共有して災害

などの非常時に活用することは有効であると考えております。現在、海田町では、高齢者や障がい者の情報などを統合するシステムを導入し、名簿作成を行い、災害時における避難のサポート体制の構築を進めているところでございます。また、今年度、広島県による個別避難計画策定促進のモデル事業に参画し、防災課、社会福祉課、長寿保険課、保健センターが連携し、災害の危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者の災害時における個別避難計画の策定について、県や民間団体の協力を得ながら支援体制を整備しているところでございます。町だけで災害弱者対策を行うことはできませんので、自治会や自主防災組織のほか、民生委員児童委員や社会福祉協議会、消防団の協力を得ながら災害弱者対策に取り組んでまいります。4点目の自治会長及び理事への研修会についてでございますが、自治会長については先進地視察や連絡会議を行っておりますが、理事については自治会によって役割も異なりますので、一律に行うことは難しいと思っております。個別に相談いただければと考えております。5点目の町民全体の意識調査についてでございますが、自治会に対しての町民の皆様の考え方を把握することは重要であると思っており、今後、検討をしてまいります。

それでは、2点目については教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。

児童生徒に対するボランティア活動証明書の発行についての質問でございますが、証明書の発行については実施主体が行うものでございます。現在のところ、青少年育成海田町民会議では、小学生を対象に、カイトチャレンジカード事業を行っていますが、この事業の対象、方法などを拡大して、ボランティア手帳的なものが可能であるかどうか、青少年育成海田町民会議に提案、また協力を仰ぎながら検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それでは、再質問させていただきます。まず初めに、役場の職員のメンタルヘルスケアと研修システムについてでございますが、現在、公認心理師を活用して休職者の復職支援について一定の効果が出ているということでございます。その中で、公認心理師として入ってくださっている方から様々な現状を聞いております。公認心理師のできる専門性を生かした活動はもっとたくさんございます。その中に、研修であったりですとか、ケアのいろいろな手法がございます。まず、今後、職員研修の実施に向

けて検討していくということでございますが、それぞれターゲットが違ってくるものなんです。まず第一に、その職員さん、例えば管理職であれば管理職の方々に対しての研修、また管理職の方が、多分一番トップの方、町長もそうですし、副町長もそうですし、各部長なんかもそうなんですけれども、その方々への聴き取りであったりとか、カウンセリング的なものですね、とか研修等が必要になってくると思います。まず、この管理者向けの対策、また研修についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員御指摘のように、管理職につきましては、まず最初に職員の異変に気づくものでございますので、メンタル不調の予防の観点からも非常に重要だと考えております。そのような管理職を対象としたことも含めまして、研修について検討していきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これ、具体的に一つずつ考えていかないと、なかなか検討しますということでは進んでいかないと思うんですね。まずはそれぞれの、例えばほかの組織、企業でやっていらっしゃることでしたら、まず体験カウンセリングみたいな感じで、管理職がまず傾聴を受けてみるというものもございますし、それから、管理職研修ということで、メンタルヘルスに関する様々な知識を学ぶということもございます。そのあたりについて、具体的に実施する考えはあるでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）体験カウンセリングにつきましては、令和元年度から一度やった経緯がございます。これを公認心理師にやっていただくかどうかというところについては、研修を先にするか体験カウンセリングを先にするか優先順位があるかと思っておりますけれども、今後の課題として具体的に考えていきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今の体験カウンセリング、管理職の研修のほうは是非今後実施をお願いいたします。続きまして、災害時の心の準備、またどういうふうな心理的な問題が起こってくるかというようなものも、この公認心理師のほうは専門性を持っております。これについては各組織、団体等が取り組んでいるところでございますが、海田町においては、まだそこについて実施されてないと思います。それについて、公認心理師を使って、災害時の、心にどういう変化が起こるのか、またその対策について研修していくべきと思

いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）平成30年の7月豪雨のときには、当時は公認心理師さんの配置がありませんで、衛生管理者のほうで勤務日数を増やして、職員の対応に当たった経緯がございます。災害のときのケア等も必要になってこようかと思っておりますので、そういった具体のところにつきましては、一遍にというわけにはいかないと思っておりますので、公認心理師のほうと協議しながら、どのようなメニューでどういう順番でやっていくのか検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そうですね、一遍にあれもこれもというところは難しいとは思いますが、まず何が必要かということを知りたいと思っておりますので、それについて計画していくことが必要です。私がこれから申し上げるような事項というのは、今、海田町に足りていないというふうに考えているところです。この災害時の心理ケア、また対策については喫緊にやらないといけない課題だと思っておりますので、優先順位を高くしていただき、そこについて実施していただきたいと思っておりますが、この優先順位を上げていただくということに関してはいかがですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この場で優先順位をどっちを一番にするとは言えませんが、優先順位の高いほうで考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それでは、是非優先順位を上げて、検討していただきたいと思っております。次に、現在、多分皆さんがお気づきでないような災害対策を行った後に、すごく職員の皆様が疲弊されていたり、今回、兼山議員のときにいろいろ、今は議会対応をしているから忙しいから対応できないというような驚くべき発言があったというふうにお話をお聞きして、私もびっくりはしておりますが、それらというのは、結局のところ、そういう大きなストレスがかかるような場面をなかなかケアしていただけてないというところで、対応の余裕がなくなっているから、そういうふうな事象が起きているんじゃないのかなというように推測しております。まず、それらの、これも、教育プラスケアになるんですけれども、まず、一人ひとりのメンタルチェックというのはやっていたらと思うんですけれども、それに対してどういうふうに対処、対策されているんでしょうか。

か。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）ストレスチェックにおける高ストレス者に対しまして、まず衛生管理者や公認心理師との面談を希望する方には面談につなげます。更に、そこから、産業医、お医者さんとの面談を希望される方には産業医との面談につなげるというふうにしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ハイリスクの方々には、本人が御希望されなくてもこちらからお声かけ等はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）こちらから声をかけた上で受けるかどうかを聞いております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）専門性を持った公認心理師が対応していくのが良いのかなというふうに思います。保健師さんそれから精神保健福祉士さん、いろいろストレスチェックの後、どのような方々が対応されるのかというのは規定されております。その中に公認心理師も入っておりますので、この対処についてはしっかりしていただいて、まずは職員さん自体が余裕を持って対応できるような体制を整えておかなければ、なかなか自分が余裕がない状態で対応していると、質の高いサービスというのは行えないかなと思いますので、このあたりはしっかりお願いしたいと思います。あと、研修について、もう一つ、ホスピタリティの教育、これは窓口で対面する住民さんへの対応がまずいということは、兼山議員のほうからも指摘があったかなと思うんですけれども、副町長からは、ここの海田町の組織風土に問題があるというふうなお話もございました。私も海田町の役場の窓口対応に対しては、皆さん、上手に対応できてないときがあるかなと感じているんですけれども、そこについてはホスピタリティの教育であったりだとか、お話の聞き方の研修なんかをすれば、大分改善してくるかと思います。このホスピタリティに対する教育、お話の聞き方に対する研修というのも公認心理師等、専門の知識を持った者ができる教育であると考えますが、そこについては実施していただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）ホスピタリティの関係の研修につきましては、今現在、業者に委託して既に実施している状況でございます。これを継続して行っていきたいと考えております。

す。職員のほうにつきましても丁寧に皆対応させていただいておるところなんでございますが、やはり全ての御要望にはお応えできなというところから、なかなか御納得いただけないような状況もあって、そういったところで精神的なところで負担を感じるような職員もおるかと思いますので、そういったところはしっかりケアしながらやっていきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）教育の実施、現在行っているというのは前の決算委員会等でもお聞きしたところでございます。ただ、効果が上がってないというのが現状なのかというふうに思いますので、その効果に対する検討、検証もしっかりしていただいて、今後、どのように教育をしていくかについても考えていただきたいと思います。併せて、ケアしながらという視点、とても大事だと思いますので、是非、引き続きお願いいたしたいと思います。併せてなんですけれども、困難なケースが出た場合があったりとか、例えば、対応が悪くて苦情が出た場合に、ケース検討なんかは、例えば部内であったりだとか、横のつながりの中でされたりすることはあるんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）所属内では共有するものと考えておりまして、以前研修の中で、実際に起こった苦情とその対応に対する更なる苦情というところを実際のケースとして、皆でグループワークをしたような研修も実施しております。今後もそのようなことを行っていくことがあると考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。もう既に行われているんですね。でも、それがなかなか機能していないというのはどうしてなのかなというふうに思うんですけれども、これ、ケース検討会をして更なるまた何かがあったら、そこでまた検討というのをし尽くしていくというのは非常に大切なことだと思います。是非、もっと、専門家を入れながらとか、助言を受けながらという感じでやっていただきたいと思うんですけど、なかなかこう対応している者同士でケース検討をやっても、外からの目が入らないとなかなか見極められない、変更できないというところがあるんじゃないのかなというふうに思うんですよね。というのも、例えば、よく皆さんを拝見してて、本当にこの先どうすればいいのかというのを話さないといけないのに、困った住民だなというところで止まってしまうところを拝見するんですよね。そういった場合にそうならないように、第三者

の専門家を入れて検討するというのはとても大切な視点かなと思いますが、今後、そういった視点を入れて検討していくというお考えはありますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまで様々な研修を通して、職員にはいろんな住民サービス向上であるとかメンタルヘルスであるとかやってまいりましたが、研修をやればいいというものではなしに、やはりその内容を変えながら、そして、ちゃんと効果が出るように効果検証もしながらいろんな研修を取り入れて、効果的な研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。本当にしっかり皆さん頑張っているという事は重々承知しております。それがなかなか伝わらなかったり、皆さんが疲弊してしまつてうまく対応ができないというところで、多分、双方に頑張っているんですけれども、住民さんも何とかしてほしいと思っている、職員の皆様も何とかしてあげたいと思っている、でも、なかなかそれがうまくいっていないという中で、ケース検討会も行っていたりしているし、研修もこれから行っていただく中で、今、おっしゃられた効果検証、効果のほうをしっかり検証しながらというところを是非進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、ボランティア手帳等についてでございますが、証明書の発行については、実施主体が行うものということ、これはもう原則、そのとおりでございます。ただ、町が行ういろんなボランティア活動あると思うんですね、清掃活動であったりだとか、例えば、町が主催する何かに児童生徒がお手伝いに行くというような場合もあると思います。その場合、主体というのは海田町になるかと思うんですね。そういった場合に証明なり、今、ボランティア手帳的なものを検討いただくということでございましたので、そういうところを町が主体であるということ、主体は外にあるんじゃないで、中の主体のものに対してどんどん証明を出していくということが非常に大事だと思います。これについては、心理療法の一つで、トークンエコノミー法というのがあって、例えばスタンプを押していく、府中町さんがやっているようなボランティア手帳、このスタンプを押していったり、よそだったらシールを貼ったりとかいうこともあると思うんですけれども、これ、非常に効果がございまして、自己肯定感、そして自己効力感両方上げるものでございますので、是非、青少年育成海田町民会議に提案して、協力を仰ぎながら検

討していくという御回答でございましたけれども、積極的に進めていただきたいと思うんですけれども、これについては、ボランティア手帳のほうで、これから検討して下さるということでしょうか。例えば、町が主体となってやる場合に、お手軽に、1枚、このようなボランティアをやりましたよというふうな証明を出すことも可能だと思うんですけれども、今、手帳の方向で検討していただけるということなんでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これにつきましては、答弁のほうにございましたけど、現在、町民会議のほうでチャレンジカードというのを行っております。これは、例えば、登録したイベントに子どもたちが参加したときにシールを貼るというものでございます。そこを、例えばボランティアをしたときに、そのシールを貼っていく。例えば、どういうボランティアをやっているのか、子どもたちに書いてもらって、それに対してそのところに行つて、そのときにシールを貼ってもらうということで手帳的なものがそれと併せて、そういう複合的なことでできないかなということで検討してまいりたいということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）このカイトチャレンジカードというのは、今、小学生を対象にしていられるんですよね。これを小・中に拡大してということでよろしいですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）町のほうで、これはちょっと勝手にできないんですけど、今言われましたように、範囲は今小学校ですけど、そこを中学校に広げていく、そこら辺を考えていくということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これ、町が勝手にできないというところで、結局、ここの町民会議、青少年育成さんに投げているような状態ですよね。これ、主体、海田町として手帳ないし証明書みたいなことでは考えてはいただけないものなんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）青少年育成町民議会の事務局はうちがやっています、ある意味ではうちと青少年会議という組織が一緒になって社会活動参加を進めるということで、我々が行政だけでということではなくて一緒になってやっていますので、事務局はうちにありますので、そういう提案をしっかりとしていきたいと思っています。それと、本町の社会

教育活動というのはすごく盛んでして、カイトチャレンジを一番最初にやったのはうちなんです。他町じゃないんです。逆に、他町のほうがうちのほうを学んできたという歴史がありますので、その点は我々自負していますのでよろしくお願いします。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）海田町から始めたことであるんならなおさら、これをもう少し充実していただいて、これは、この子たち、例えば中3になって高校に進学する際、大学に進学する際に、このボランティア等を証明するものとなり得ると考えていらっしゃるのか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）活動証明書というのは、ちょっと要注意せないけんのが、基準がやっぱりいるもんですから、どの程度やったら活動証明書を発行するかと、そのカードとかいう、子どもたちに、よくやりましたカードじゃないので、そういう公的なものというのは要注意しないといけませんので、そういう基準はないです。いわゆる何時間やっとかどういう活動やっとか見届ける必要も実はあるんです。そういった点から言うたら、我々の公的な組織がそういうお墨つきを与えるというのには再検討がいりますので、そこらがどこまでできるかなんですけど、なかなかこれは難しいです。ましてや、ボランティアの本質というものを考えたときに、本当にそれがどの程度受け入れられるかというところにも疑問がありますので、我々のところでは、やっぱり、子どもたちの道徳心、さっきおっしゃったこと、自己肯定感の醸成という意味で、それをきっかけにして、子どもたちが社会に出てボランティア活動してくれればいいというのが教育の本質です。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）教育の本質のところは同感でございます。ただ、今、社会から求められているところは、どれだけ社会貢献をしているかというものについて評価を受けているか受けていないかというような証明を持っている生徒と持っていない生徒で評価に大きく影響が出ているというのが現状でございます。だからこそ、たくさんの方でボランティア証明書というように発行する流れと社会がなっている、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）証明そのものが生きるかどうかということについては、受ける側がそれを求めるかどうかということが一番重要になってくる。この度、カイトチャレンジカードの拡大であるとか、現在行われている町内でのボランティア活動の主体につい

ては、例えば中学校でいくと、年度末に、必ず、特別活動の記録というのを子どもたちに書かせるんですね。その部分にノートに記載したものを転記させてそれを学校のほうへ提出をします。そうすると、今、校務支援システムで管理していますが、指導要録であったりそれから入試に活用される調査書であったりというところへ、そのボランティア活動が記録をされます。それをもって、例えば公立高校の入試に調査書として出していくと、それが高校が求めるボランティア活動の中身であれば評価をされていくということになりますので、そのような流れの中で子どもたちがやってきたものについては記録として残して、活用できるものは活用していくというのが今後の流れになってくるかというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）本当におっしゃるとおりのことなんですよね。判断をするのは先方でございます。ただ、こちらがそういう意図を持って、子どもたちにさせているかどうか、そういう、これは、社会貢献というのは将来にも役立つものだというような思いを持って指導してなければ、なかなかそこはつながっていかないところだと思いますので、そういう認識を持ってこれから御指導いただき、更にこのカイトチャレンジカードの拡大をしていただき中学生にも広げて、それをまた自分たちはこういう活動をしてきたというふうに言えるような子どもたちへ教育をしていただきたいと思います。そのあたりはやっていただけますでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）おっしゃるように、証明をしてきたことが、最初は目先の、例えば受験であるとか、あのようなものの手法として有効だからということで子どもたちもやっていくんでしょうけども、それが最終的には子どもたちの自信になったり、それから自己肯定感の向上につながっていくということが成長の過程となってくると思っていますので、そちらも踏まえて、子どもたちについて指導していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）多分、思いは同じだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、自治会・町内会の活動についてでございます。私が一つずつ丁寧にというふうにお願ひしたところ、一つ一つ御回答いただきましてありがとうございました。まず、第1点目の対応については、意見交換会をしていただいているというようなこと

でございましたが、現在、どのような意見が出ているのかについて御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）現在、自治会連合会のほうと、町がお願いしている行政協力事務、具体的には広報事務が負担になっているという意見がアンケートで多かったものですから、それについてどういうふうな在り方がいいのかということで意見交換のほうをさせていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今のお話ですと、広報の事務が一番負担に思っているというふうな御回答ということで。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）昨年度行いました自治会アンケートの中で、行政からの協力事務の中で広報事務又は回覧板の配布というのが自治会の負担になっているというところで上位にありましたので、その上位項目についてお話のほうをさせていただいているというところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）まさにこの広報事務、回覧板の業務というのは、自治会等で、私のほうもよく聞く煩雑になるというんでしょうかね、負担になっている要因だというふうに聞いております。これについてこれを是正する方向で検討が進められているということで、よろしかったでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）この話は、9月に議員から一般質問を受けてから話をしたわけではなくて、この4月から連合会の理事会の中とか、正副会長会議の中でたびたび話をしてきたところで、急に出た話ではありません。その中でも、自治会の中で四十何個ありますけども、温度差がございまして、やっていきたいというところもあれば、したくないというところもありますし、やり方を変えてほしいというところもございしますので、どこかで決めなければいけないとは思いますが、多様な意見を聞いて、全員が納得するかどうかは難しいところがあるかとは思いますが、いろんな意見を聞いて方向性のほうを定めたいというふうに思っています。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これ、自治会ごとにそれぞれやり方を変えるということは可能なんですか、不可能なんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）現在は自治会のほうに配布のほうを委託しております。自治会の活動を休止されたところについてはシルバー人材センターのほうに委託しておりますが、シルバー人材センターのほうもこれ以上の業務については困難になる可能性があるというふうにお伺いしております。そうなった場合、どのような方法があるかについては検討しているところでございますが、可能であれば一律の方法についてを検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今、休止のところもシルバーさんでやっていただいているけれども、それでもシルバーさんでも手いっぱいということでございました。私が聞いている自治会の中でも休止したいということを申し出た大きな自治会があると、聞いていらっしゃると思いますが、何とかもうちょっと頑張ってもらいたいというふうをお願いしているところでございます。その中で、やはり、住民さんがすごく忙しい中やっていく負担感というのは、すごく押しつけているという感じになっておりますので、そこについては今後の対策をしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。2点目の自治会アンケートということで、これについては今までもやっていただき、これからもやっていくというところで、しっかり掌握していただきたいと思いますが、この3点目の福島県が先行的に実施しているものにつきましては、これ、何でやっているかという、自治会がなるべく掌握して、自治会が何とかするという方向で、自治会に丸投げするための調査じゃないんですね。自治体の中で何ができるかなというようなことを考えるためにやっていることなんですけど、この福島が先行的にやっている県民健康管理調査については調査研究なされましたでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）福島が行っているその県民調査、被曝であったりとか、そういったものを中心にした調査だと、全体的に言えばそうっております。実際のところは見ました。見て、私どもがやっている調査のほうは要介護支援の名簿のほうを作成して、これに生かすというようなところの部分ではやっているというところで答弁のほうをさせていただきます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）県民健康管理調査の調査票のほうはしっかり見られましたか。私、県民健康管理調査、福島県ですって行っていたので、私自身が行っていたのでよく知っているんですけども、被曝について調査しているものでは全くありません。これは住民の家族構成が変わっているかいけないかということであつたり、年に1回やっている健康診断をちゃんと受けているか、体調の変化があるかどうか、心的にひっ迫してないか、経済的に困窮してないかというようなことを網羅した調査用紙を県民全体に配布して、それを回収して、ハイリスクの人たちを抽出しまして、それに対してアウトリーチでケアしていく、対応していくというような調査になってきているんですけど、そこに対してあんまりお勉強、調査はまだできてない段階ということではよろしいですか。今の御回答だと、まだまだ調査研究されていないんじゃないのかなというふうに思いますけれども。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）災害の面からの部分と、もちろん福祉関係がデータを収集して、それを集めている部分、そういったものもデータ上の中でまとめるというところでは、この福島県が行っている調査のほうもほぼ同じだとは思っております。ただ、今言ったような調査の部分で足りない部分があれば、参考にしながら、足りない部分を補ってより正確な情報で、そのような災害弱者の対応に努めてまいりたいとは考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そこが足りてないので、今回こうやってもう一回念押しで言っているんですけども、この県民健康管理検査で何がされているのか、これ、横のつながりも一つなんですよね。各部だけではなくて、他課、他部の連携をしながら、誰がどこでどうケアしていくか、漏れなくそれに対して対応できているかどうかで、うちだったら町民さん一人ひとりの困りごとが漏れなく掌握できているかというところを計れる、かなり、私は優れた調査であると感じております。これについて更に研究していただいて、これを取り入れていただきたいと思うんですけども、それについては御検討いただけますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）もちろん、今後もそれに取り組んでいきます。答弁でもあったように、県と合同で実施している今進めているプランがまさにこれに当たりますので、真摯に対応していきたいと思っています。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今後も真摯に対応していただけるということでしたので、是非よろしくお願ひいたします。4点目の自治会長等にはいろいろ連絡協議会を行っているけど、理事等についてはやってないので個別に相談いただければと思っておりますということで、これ、個別に相談できる体制でなかったり、理事さんたちが困っていてもどうしていいかわからないから、今、混乱が生じていたり、自治会のシステム自体が会長さんに全て、自治会長さんに全て重きというんでしょうか、負担がかかっているというような状況なので、それを解消してあげるためにも、きっちり会長さんをケアするような、理事さんレベルに対しても研修を行ったりだとか、困りごとのことを聞くようなシステムが必要になるんじゃないかというふうに思っておりますが、そこについては御対応をいただけないでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）まずは自治会のトップである自治会長さんには、先進地視察や連絡会議の中でいろんな制度説明等を行っております。町長答弁にもありましたように、理事というのはいろんな役があると思うんです。副会長があつたり、会計があつたり、福祉担当であつたり、防災担当、そこら辺をまとめて何かというのはなかなか難しいと思いますので、いったんは個別で受けさせていただければというふうに思っております。自治会長のほうからどういうふうに理事等を運営すればいいのかというような話があつても、当然、私ども魅力づくり推進課であつたり、自治会連合会の事務局のある住民活動センターのほうでも受け付けますので、そこは相談していただければというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）もう少しそのあたりの自治会とはというところ自体も分かっていらない、それが重圧とされていていらない住民さんも多数おられますので、そのあたりの教育であつたりだとか研修システムであつたりだとか、声を拾えるような対策については町のほうで考えていただけますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）繰返しになるんですけども、いろいろ研修とかそれを拾い上げるということは、今でもうちの課であつたり、住民活動センターのほうで声は拾っているところがございますので、全体的な説明会とか研修というのはまだ考えてないんですけども、そういった個別の相談についてはいつでも応じますので、是非相談してい

ただければと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）個別には今までもやっていらっしゃいましたよね。そこでうまくいってなくてこうなっているんですよね。持続可能な自治会運営ができていないのは、どんどん若い人たちが入って行って、今までの、おうちにいらっしゃっていろいろ自治会活動をやっていただけるような方々というのが少なくなっているという現状がありますよね。だからこそ、自治会って何のためにあるのかなとか、何か負担ばかりこちらに投げられてきて、自分たち、自治会にいる意味って何というふうなところが聞かれてくるわけなんですよ。分かります、ちゃんと聞いていますか。そこを是正していただきたいと思っているんですよ。今までやっていることでうまくいってないから、新しい仕組みをつくらないといけませんよねということを行っているんですけど、それについてはちゃんと検討いただけるんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、なかなか地域によって、いろいろ苦勞していたっている状況だろうと思います。今後、改善すべきところは改善する必要があるところもあるかと思っています。そういったところを自治会の皆さんと一緒に検討しながら、少しずつでも変えていきたいというふうに考えております。行政事務の一部についても具体の話もこの度できるようになりましたので、いろんな相談をお寄せいただきまして、今後できることを考えながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）この自治会の持続可能性については、今後、多分継続的に考えていかないといけない課題だと思いますので、是非今後とも前進していくように、今までやっているから駄目ということではなくて、前進していくように考えください。以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。5番、

富永議員。

○5番（富永）5番、富永です。本日は大きく3件について質問いたします。

文化芸術振興条例の制定について。文化芸術は、人々の想像力・創造性を育み、表現力を高め、思いやりの心が育つことで、心のつながりや相互の理解、多様性を受け入れることができ、心豊かな社会を形成し、世界の平和に寄与するものです。国においては、平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術振興の理念と、国・地方公共団体の責務が定められました。また、平成29年には文化芸術振興基本法の改正により文化芸術基本法が成立し、観光やまちづくり、国際交流など幅広い関連分野との連携による文化芸術政策の展開が求められるようになりました。その後、平成30年には障がい者による文化芸術活動を推進するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されました。全国的にも、令和4年9月時点で、都道府県36団体、指定都市8団体、中核市26団体、その他市区町村102団体と条例制定の動きは続いております。海田町でも文化芸術振興のための条例を制定し、誰もが文化芸術に触れ、関わり、心豊かな人生を送れる町を目指してはいかがでしょうか。

2点目、町内循環コミュニティバス運行状況について。令和2年より運行ルート、運行日、運賃等が変更となりましたが、現在の利用者さんから様々な声が聞かれます。特に、ルートについては乗換えが、土日の運休については、イベントや地域活動が盛んな週末に交通手段がないのは高齢者にとって不便であると多くの声が届いています。町としてこうした声をどのように受け止め、改善していくのでしょうか。

3点目、児童生徒へのマスク着用についての指導について。新型コロナウイルス感染の第8波も迫る中、マスク着用に関する国の方向性も日々変化しています。児童生徒へのマスク着用の指導について、指導者によって違うことがないよう、どのように情報共有・指導をされているのでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）富永議員の質問の2点目については私から、1点目、3点目については教育委員会から答弁をいたします。

町内循環コミュニティバスの運行状況についての質問でございますが、本年度、2ルート制移行に伴う検証を行っているところでございます。その中で住民アンケートを実施し、集計途中ではございますが、利用者の改善すべき点として一番多く挙げたのが、土曜日・日曜日の運行でございます。次いで、運行本数の増加でございます。このよう

に利用する方々の声を聞くとともに、利用しない方々の理由を把握することにより、よりまちづくりに貢献できる循環バスにしていきたいと思います。また、2ルート制の検証を行った上で、海田町地域公共交通網形成計画の計画期間である令和6年度末までに町内循環バスの抜本的な見直しについて公共交通会議で議論し、結論を出していきたいと思います。それでは、1点目、3点目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 富永議員の質問に答弁いたします。

まず、文化芸術振興条例についての質問でございますが、文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律において、国には基本計画の策定を義務づけ、これを受けて地方公共団体は推進基本計画の策定が努力義務とされております。これらを踏まえまして、文化芸術施策を推進するに当たり、地方公共団体では、推進基本計画、条例とも策定・制定している団体や推進基本計画策定だけにとどめている団体もございます。まずは本町におきまして、どのような手法で取り組んでいくかも含め、調査研究を進めてまいります。

続きまして、マスク着用の指導についての質問でございますが、文部科学省の指針に基づき、身体的距離が確保できないときや場所、対話が必要となる授業等の際はマスクを着用するよう指導しております。このことについて、学校間や学級間で指導の差異が生じないように、校長会や教頭会を通じまして情報共有及び確認をし、各学校においては教職員への周知を徹底しております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 再質問に移ります。まずはマスク着用の指導についてですが、身体的距離が確保できないときや場所、対話が必要となる授業等の際はマスクを着用するよう指導しておりますとありますが、むしろじゃあ、マスクを着用しなくていい場面ということの指導のほうはされているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村） 学校における指導におきましては、例えば、外で休憩時間に遊ぶときである、体育の時間に運動する場面である、熱中症等々でマスクを外すほうが適切だという場面において等々、場面に応じて指導しているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）その指導された結果、子どもたちはマスクを外せる場面ではきちっと外して、着用する場面では着用するというふうに指導が行き届いているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）子どもたちの様子でございますけども、小学生と中学生で少し状況が変わりまして、中学生においてはむしろそのような指導をしても着けておきたいといった希望をお持ちの子どもさんたちもいらっしゃる状況はあります。小学生においては、比較的そのような指導の流れの下、外すという傾向があるというふうに理解しています。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）マスク着用について、保護者の方からの御相談とかそういったケースがございましたでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）このコロナウイルスの感染症対策ということで、もう数年経とうとしておりますが、その件数の推移はあると思いますけども、場面、状況、個別の相談等々については学校のほうにも来ている状況はございます。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）それに対してどのような対応を学校はされましたでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）個別の事案で具体的なことは申し上げられませんが、学校のほうにおきましては、保護者の方と子どもさんの状況を踏まえて、一番適切な状況を相談によって決めていくようなことで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）コロナがそろそろ第5類のほうにランクが下がるということで、マスクをもうどんどん外してもいいような環境にはなってくると思うんですけども、それでマスクを外すことができない子どもたちがいるというお話も聞いて、そういったお母さんのお話を聞いて、こういった質問をさせていただいたんですけども、むしろこれからはマスクを着用しなくてもよくなる方向にきっと向かっていくはずなんですけれども、反対にマスクの弊害として、心理的にマスクを外せないという子どもたちが出てきているというの、今傾向にあります。そういった意味でマスクは外しても着けても、

それは個人の自由だと思います。それは個人が選ぶことであって、状況によっては外してもいい場面、外さなくていい場面があると思うので、それをそれぞれの子どもたちが選択していけるような現場にしていかなければいけないと思います。そういった意味で、マスクをしておかないと不安であるというそういう弊害に対して、これから、大人たちはマスクを外していいよと言われたらすぐ外せますけれども、例えば小学校低学年、この何年間の中でマスクをずっと着けている状況が当たり前で来た子どもたちがいざマスクを外せと言われて、なかなか外せない子ども、心理的に不安になって外せないという子どもたちもこれから出てくると思うんですね。そういった意味では、率先して外していいところは外しましょうという教育というか指導というのも伝えていただかなければならないと思うんです。調べていくと、沖縄の宜野湾市の教育長さんが保護者に対して、直接、伝達をしております。そういった中でマスク着用による弊害についても配慮しなければいけない状況にありますというふうに保護者の方にお伝えしております。それで、マスク着用については登下校中はマスクをする必要はありませんというふうに伝えていたり、体育の授業もマスク着用の必要はありませんというふうに、反対にしないでいいんですということをきちんと保護者のほうにお伝えして、それを各家庭で共有して、子どもたちに伝えるということも少しずつ始めていかなないと、なかなかやはりマスクを外すことに抵抗がある子どもたちが増えていくんじゃないのかなと思うんですけれども、そういったことを学校のほうでこれからしていくということは考えられないでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のとおり、マスクを着けるにしろ外すにしろ、子どもたちの心理的な負担とか弊害があるということはこちらも承知をしております。タイムリーなことなんですけど、一昨日だったでしょうか、国の方針が変わって、文部科学省から黙食についての文言の説明があったかと思います。通知の中に、やはりマスクもメリハリをつけた指導を行うことが適切であるというふうな文言が入ってきておりますので、これらを参酌しながら、学校においても徐々にメリハリのある指導を取り入れていくということが今後の流れとなってくると思いますので、同様に、校長会、教頭会等を通じて、国、県の流れ等を踏まえながら、適切に指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 宜野湾市の教育長がどのようなことをおっしゃったか分かりませんが、偏りは一番いけませんので、政府の対策本部から出されている対処方針に基づいて、学校管理マニュアルが出ています。ただ、民主主義の国ですから、致し方なくできない者もおればすぐ外せる者もおれば、いろいろおると思います。その状況は一人ひとり踏まえてやりたいんで、さっきの教育長さんはどのようなメッセージを寄せられたか分かりませんが、私はちょっと疑問です。それぐらいははっきり物が言えるというのはどこに根拠があるのか分かりません。

○議長（桑原） 富永議員。

○5 番（富永） 教育長さんの判断で、子どものマスクの着用の弊害についての思いがあったので、多分こういったメッセージを出されたんだと思うので、そこは子どもたちの気持ち、子どもたちの心のケアということを考えながら、学校が主導になってしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、コミュニティバスについてですけれども、やはり、土日の運行状況に対しての改善すべき点というのが一番に多くございましたとあります。こういった点は令和6年の末までに集計して方向性を見つけるという、そこまでは全く改善されないということではよろしいのでしょうか。

○議長（桑原） 町民生活課長。

○町民生活課長（水川） 令和2年12月、2ルート制移行の際に土日運休としたのは、それまでの毎日運行のまま、2ルート制にしますと、町の負担額が多額になるということで比較的利用者数の少ない土日を運休としたものでございます。町長答弁にもありますように、また抜本的な見直しを行っていく中で、そういったものを含めて、検討してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5 番（富永） やはり、日曜日はあれですけど、土曜日は病院もまだ午前中は開いていますし、よく週末のイベントとして土曜に開催されるものが多くて、高齢者の方が、参加したいのに足がなくて、交通弱者の方たちが足がなくて参加できないというふうな嘆きの声をちょっといただいたので、こうしてお聞きしているんですけども、例えば、2日運休にするのであれば、日曜日と別の曜日にするとか、そういったことを考えることはできないのでしょうか。

○議長（桑原） 町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この度のルートの変更に当たって、令和2年のルート変更に当たって、利用者の方の生活面の利便性向上というのを大きな目的としております。その場合、アンケート等で出たのが、通院、買物に利用される方が多いこともありまして、今のルートのようにさせていただいたんですけれども、やはり平日、医療機関、買物等使われる方が多いということもありまして、今のような運行日の設定となっております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）いろんな議員の方がやはり同じような質問をされて、この運行ルート、運行状況に対しての疑問が皆さんあって、先日、お会いしたおばあちゃんから、このバスに乗ろうとしたときに、バスが満席でずっと長い時間待っていたんですけれども、乗るのを断られたというふうにおっしゃるおばあちゃんがいらっしゃってて、もちろん乗車率というのはすごく大切だとは思いますが、いろんな方が使うということも大切かもしれないんですけれども、本来の循環コミュニティバスの目的というのは交通弱者のほうを救うことが本来の目的だと思います。そういった、おばあちゃまが乗れないとか、本当に乗れないということにはかなり問題があるのではないかなと思いますので、そういった声をしっかり聞いていただいて、本当に交通弱者の方が町内で快適に暮らせるような循環バス、若しくは循環バスではない方法もあるかもしれませんので、そういったことをしっかり今後検討していただけたらなというふうに思っております。

文化芸術振興条例の制定についてですけれども、答弁のほうにまずはどのような手法で取り組んでいくかも含め、調査研究を進めてまいりますというふうにあるんですけれども、法律が制定されて、広島県のほうでも平成18年に文化芸術振興のまちづくり推進条例というのが制定されております。そういったことも踏まえて、これ以前にこの条例について、計画について、調査研究されたことはなかったのでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）それ以前について検討したことはございませんでした。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）国の努力義務ということで課せられているので、そういった研究は検討されなかったというのはちょっと残念だなという思いなんですけれども、これからしっかりこういう検討をしていただきたいんですけれども、この条例というのが一番大切だと思うのが、総合計画の中に芸術文化が少し入っているのではなくて、きちっと文化芸術としての施策が確立される、町民さんが文化芸術を享受する権利を保障する、そして財

政上でそういった施策をするための根拠となるものだというふうに、大切なものだというふうに思っております。なので、これは絶対進めていただきたいなと思うんですけれども、これから調査研究ということです、どのぐらいをめどに調査研究をされるんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）恥ずかしい話で、今の条例について存じ上げておりましたけども、中身を検討してそこに向けてというのは消極的だったと思っています。ただ、文化芸術が最近活性化していないかという、議員が御提案、前に教えていただいた活性化事業とかいうのを通じて、中身としては相当上がってきとるんじゃないかというのは思っています。そういった点では、この機に勉強さしてもらって、何ができるか、推進計画、条例にこぎ着けるかどうかはまだあれですけど、推進計画のほうから考えさせてもらいたいと思っています。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）前向きな答弁ありがとうございます。条例を制定するに当たり、いろんな推進会議があったり、審議会があったり、それぞれの地域でされているんですけれども、その会議録を読んでいくと、その審議会の委員会の方たちの思いとしては、やはりその町の、市の文化に対する方向性、課題というのがしっかり見つめ直せたということが大きな利点だと思います。それをみんなで共有して、町として市としてその地域として、どういうふうな方向で文化芸術を大切にしていって、みんなで感じていくかということの方向性がしっかり見つかったということを進めていけるという点では、これに向かっていくことはすばらしいと思いますので、是非、今後、海田町でもしっかりと文化芸術の思いをかけていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。

最初に、外郭団体などとの連絡調整について質問します。先日、総合公園と教育委員会関係の行事で内容と対象者が同じような行事が行われました。互いに連絡調整の上で行った行事なのですか。このようなことは避けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、昨年、町内の施設利用を、社会教育施設は生涯学習課が、総合公園は総合公園で別々に調整をしています、なぜ窓口を2か所とされたんでしょうか。片方で調整困難な場合、もう一方に遅れて調整をお願いしなければならない。2か所で

調整するよりも1か所のほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。申し込む側においても、1か所に提出することができれば便利がいいのではないのでしょうか。

次に、学校のクラブ活動についてお聞きします。教員の働き方改革を推進するため、国は来年度から休日の中学校の部活動を地域のスポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を示し、自治体はその対応が求められています。町としてどのように進めていく予定であるのか、年次での方向性を示すべきだと思います。先日、文教福祉委員会でこのことについて説明がありましたが、私も傍聴させていただきました。国の方針の説明がほとんどで、町として具体的なことがほとんど示されなかったように思います。そこで町としてこのことを推進していくため、年次計画を立てて進める必要がありますが、年次計画はどのようなになっているのでしょうか。次に、地域移行を行っていく上で、問題はスポーツ団体の整備、指導者の確保、会費の在り方の3点が当面の大きな問題であると考えられます。指導者の確保については、今までも予算化して指導者を確保してまいりましたが、結果的には予算が余ってしまうような状態になっております。予定どおり行われているようには思えません。また、今まで部費以外クラブとしての負担がほとんどなかったことが、今後は負担が増加する可能性が高いものと思われます。これの問題に対する基本的な方針はどのように考えているのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、外部団体などとの連絡調整についての質問でございますが、総合公園を所管している都市整備課と生涯学習課では、それぞれで対象者、目的を持って行事を行っております。年間の使用調整は都市整備課と生涯学習課で協議を行った結果、それぞれ所管している部署が対応したほうが利用者との連絡調整が行いやすいことから、申請窓口を都市整備課と生涯学習課それぞれで行うよう変更したものでございます。この申請方法の変更につきまして、説明が不十分であったことから、利用者の皆様には御迷惑をかけました。都市整備課と生涯学習課それぞれの所管施設において、手続きなどについて利用者の利便性の向上を今後図ってまいります。

続きまして、部活動の地域移行についての質問でございますが、まず、休日の運動部

活動、文化部活動から段階的に地域移行をしてまいります。年次計画については、今後示される国・県のロードマップを基にして具体化していくこととしております。本町としては、まず、織田幹雄スポーツクラブと連携をし、令和5年度は陸上部から進める計画でございます。その他、他の運動部、文化部活動については、生徒の興味や関心、指導者の確保等を踏まえながら広げていく方針であります。今後は国や県の方針を踏まえ、指導者の確保、指導者への報酬の費用負担等を検討してまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）2か所での調整の申請の件についてです。これ、当初、もう20年以上ぐらい前になると思うんですが、どういうふうになったか、制度は御存じですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）20年前ということになれば、ちょっとそここのところははっきり私のほうは記憶しておりませんが、現状といたしましては、この令和4年の年間調整以前の話につきましては、その前は生涯学習課のほうで御指摘のとおり、うちのほうが一本で総合公園も含めて年間調整していたと認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）総合公園の担当課としては、その経過は御存じですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま生涯学習課長が申し上げたとおり、私、20年前のことは承知しておりませんで、昨年度から一本化いう形になったというふうに承知しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）当初、総合公園が開園した当時は都市整備課の所管でやられたので都市整備課に申請する、学校教育施設・社会教育施設は、当時は社会教育課でしたから社会教育課に申請する、二重の窓口でやっていたと。議会の指摘があつて、当時の教育長が判断して、一番ベターなのは社会教育課で調整を行うべきだとそう判断してやられたんです。昨年、これ、問題があるんじゃないですかと教育委員会でお話したら、教育委員会は何を答えたか覚えていますか。そんな経緯も全くなしで、総合公園ポラーノが、私に調整させいうたからさしました、そういうふうに私に説明されましたよね。それはおかしいんじゃないですか。そりゃ、指定管理者ですから向こうに権限があるのは確かです。それについては私は認めんわけではございません。しかし、町全体の行事としていろんなものを調整するのは、やっぱりどっか1か所で調整を行うべきじゃないですか。

同じ行事が二つかぶらないように。逆に指定管理者のほうから生涯学習課に対してそれを申請させることによって、この前のような、対象者も一緒になる、中身もちょっと似たようなところがある、そういう行事がかぶらなくなるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原） 答弁いいですか。宗像議員。

○10番（宗像） 答弁できないようなことはしなさんな。過去の経緯もきちんと調べた上でやるべきでしょう。議会に約束したことをあなたたちは破ったんですよ。それについて何も感じてないんですか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下） 過去の経緯のところについては反省すべきところとっております。ただ、昨年、変えたところにつきましては、私のほうが、指定管理のほうからそういう話があったという形は答弁させていただきましたけど、やはり、管理運営しているところが直接、調整させていただいたほうがスムーズに事が行えるということで、そういう協議をいたしました結果、こういう形で、昨年、今年度の年間調整の部分から変更させていただいたということで、そこの説明不足いうところは大変不足していたということで申し訳ございませんでしたが、そういう形で運営させていただいたほうが、結果的には利用者の方とのコミュニケーションもスムーズにいくということで、そういう形で変更させていただいたものでございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） じゃあ、その当時に、議会に約束した話はほごにするんですね。議員のほうから、確か私が記憶しとる範囲では、議員のほうからそういうことがあって、何とかならんのかと言ったら、当時の教育長が減免団体を決めるのは社会教育課でやりよるから、社会教育課が受けるしかないということで社会教育課に一本化したんですよ。議会に約束したことをあなたたちはほごにするというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 20年前のことで、社会教育課という、まだ頃だったので、あれですけど、指定管理者のほうからいろいろ、何て言いますか、利用者との直接連携とかいうのがあったほうがいいのかということで、そのように、一昨年度、ごめんなさい、30年にそのような内部規約になっておりますので、その点を皆さんのほうに周知してなかったという点で失礼だったと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）周知の問題じゃないですよ。議会に対して答弁したことをほごにしたということでしょう。それはおかしいんじゃないですか。それから、ポラーノさんの範囲内でやるんなら結構ですよ。いろんな大会というのは、総合公園だけじゃない話です。町全体として調整すべき案件じゃないんですか。指定管理者だけの問題じゃなくてそのために一本化して、一つの場所でするようにしたんでしょう。それ約束したんでしょう。それなら、元に戻してあなた方がきちんとそれを調整するんが、自分らの仕事をよそへ持っていくことをするんじゃないくて、きちんと自分のところで自分で調整して、その結果、指定管理者のほうにどうですかと聞くんなら、まだ分かりますよ。それはきちんと元の状態に戻すべきだと思います。向こうが言ってきたから、そりゃ便利だとすぐ向こうに投げるんじゃないくて、やっぱりしっかり過去の経緯、そういうものを調べた上で、なぜ別々にやったものが一本化されとるのか、その辺まで調べた上できちんとした回答を出すべきだと思うんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）現状としては、例えばスポーツ関係のイベントにつきまして、場所や日にちの調整については一定程度行った上で、例えば、カレンダーですかね、スポーツに関するカレンダーなんかも調整をしているところでございます。受付窓口によって申請することによって、必要な情報が指定管理者の方も必要になってくると、例えば駐車場であったり規模であったり、そういうようなもの等を把握した上で、日程、場所とかそれから日時ですね、そのようなものが調整をさせていただいて、現状に至っているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、言い分は分かる。でも、町全体としての町の行事でしょう。ただ、たまたま、開始する権限、許可権限を指定管理者が町に代わって持つとだけの話でしょう。だから、行事の調整は町でやるべきじゃないんですか。それに併せてグラウンド調整、だから、こういうふうな格好でやるなら、ポラーノさんどうですかと持っていく、指定管理者のほうへどうですかと持っていくなら理解する。ましてや、過去の経緯があるんでしょう。これは絶対おかしいですよ。きちんと改めてやってください。いいです、答弁は。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）過去の経緯等、我々が周知してなかったのは非常に申し訳なく思っています。指定管理者制度というものを、もう一回きっちり洗い直して、何ができるのか、できることできないことがありますから、生涯学習課と都市整備課だけでの整理では済まないと思いますので、指定管理者制度というものがどういう制度であるのかというのをもう一回研究して、どこまで一本化できるのか、そこらを研究して適切に対応します。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）次に、クラブ活動の件です。これは先日、文教福祉委員会で説明されましたよね。一番問題なのが受皿団体、あのときの説明の中に、中体連がどういう形をするかによってはやり方が変わってくる、それは説明を受けました。中体連の方針はまだ出てない。だから、どういう形で団体の受皿をつくるべきか、それについてもまだはつきりしたことは言えないような言い方をされたように記憶しております。しかしながら、他の市町では既にそういう受皿の団体を立ち上げているところが、この安芸郡下でもございますよね。私はそのような話を聞いております。だから、そこらについて、よそが動いているのに海田は一步遅れている、何かこういうことを言えば、先進地を参考にしておっしゃられますが、逆に海田が先進地となるような行動を取っていただきたい。これはお願いでございます。そうした中で、まず受皿団体の整備について、あなた方は、これは現段階でどうなるかというのは国の通達や何かによって変わってくる可能性があります、どういう形を想定されているのか、これについて御説明願えれば御説明してください。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）安芸郡内で私ども連携調整しておりますけど、一番進んでいるのはうちだと思っていますけど。というのが、織田幹雄スクエア開設と同時に、文化スポーツ協会を皆さんの御支援の下で立ち上げてもらったというのが最大の受皿でありまして、ある意味ではそれが見越されてこの法人格を取ったというところもあります。いうのからしたら、織田幹雄振興会、クラブが陸上部から始めれるというのは、安芸郡では多分うちが先陣だと思います。それで、次の意向としては、そのスタイルがほかの競技や団体にどのように生かしていくかということで、スポーツ指導者の報酬でありますとか、確保でありますとか、そういった点も具体的に、この間の会議で関係者にちょっと集まっていたいただいて意見交換をして、次の見通しを立てたようなところなので、いっさんきに全部のクラブとかいうわけにはいきませんが、できたら来年からもうスタートでき

るような状況にあります。以上です。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かにおっしゃる部分、織田陸ですか、これについては確かバスケが一步進んでいるんじゃないかと思うんですが、それらが初めにやる。そうした中で、今、受皿として、文化スポーツ協会を挙げられました。今の段階であなた方が思われている、教育委員会として思われているのは、協会に対して、どの程度のどういうものをさそうとしているんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）受皿という言葉の整理をさせていただきたいんですけど、受皿という言葉が、直接子どもたちが行って指導を受ける場所なのか、それともコーディネートをさす場所なのかによって、多分回答が違ってくるかと思います。基本的には国の方針に従いまして、コーディネーターを1名配置をして、スポーツ団体、それから指導者と子どもたちの間を取り持つというところが1か所ございます。それが、うちでいうと、文化スポーツ協会を主軸として、そこにコーディネーターを置いていく。その中で指導者や団体が確保できたところについて、子どもたちを部活から移行していくという流れになってまいります。この度は、文化スポーツ協会の中に織田幹雄スポーツクラブが入り込んでいますので、まずはそこが受皿として両方を兼ねている状態になっておりますので、そこが一番最初にということで移行を開始しております。その他、スポーツ少年団であるとか体育協会に近いものであるとか、状況によっては、学校の先生が指導者として受皿になる文化スポーツ協会に登録をして指導に回るといことも受皿になってきますので、そのようなものを含めて、総合的に判断してできる、要するに指導者を確保できたところから広げていくということが方針でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）そういう受皿については私も理解しております。そうじゃなくて、要は新たに今から立ち上げていかなきゃいけない、要するに織田陸とかバスケについてはそこそこ動けると思う、それ以外のところには今から立ち上げていけないといけない。そうした中に、もう丸投げで文化スポーツ協会でするんか、それとも、一番は、僕が言っているのは、聞きたいのは教育委員会としてそういうものが組織としてある程度成り立った後に、受皿として文化スポーツ協会を使うのか、初めから文化スポーツ協会に対して丸投げをやるのか。さっきの許可の問題と一緒に、調整の問題として、今のやり方見

よったら、あんたたち丸投げする可能性があるじゃないですか。今の協会でこれだけのことができると思いますか。あの体制でできるわけないでしょう。もとやっていたマラソン大会にしても伝駅大会にしても、丸投げした結果、車さえ教育委員会出さないと言ったでしょう、資材運ぶのに。職員じゃないんだからって。じゃ、資材運ぶために職員を出して運ばすんかいうたらそれもしない。今の話を聞いていたら、本当にあなたたちがやるのがまともにやっていただけるのか信じられますか。本来であれば教育委員会として生涯学習課が主体となると思いますが、そこである程度組織を立ち上げてその上で下に下ろすのはいいですよ。今の話を聞いていたら、初めから丸投げのような話にしか聞こえないんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）そんなに冷たいように見られると非常に私は反省せにゃいけん思うてるんですけど、まず、そんなに簡単にできませんので、うちが支援していかないと、いつきはやらないといけないというのは。ですが、徐々に、やっぱり自立していかないと、いつまでもいつまでもというわけにはいかない、それが何年後になるか分かりません。でも、スタートの時点ではやっぱりきちっと支援し、逆に言うたら、うちが今全部人を集めたりしてやっていますから、そんなに裏切るようなことはしませんので。ましてや、休日だけですから、まず。平日も全部となるとまた別ですけど。それと、もう一つのほうの件ですけど、決して丸投げしているわけではなくて、うちも職員出して、でも、そのために文化スポーツ協会をつくったわけですから、そうじゃなかったら生涯学習課が全部パンクして、全部最初から、そうはなりません。決して全部丸投げしとるように私指導しませんし、椅子一つ出せんじゃないかというようなことはありません。職員は、それ、あったかもしれませんが、そんな意識でやっているつもりはないので、今後も文化スポーツ協会としっかり協議して支援しながらやっていきたいと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）でも、今の、僕はちょっと要らんことを言いました、余分なことを言いましたが、余分なことは事実でございます。だから、その辺については、しっかりと連絡調整しながら、職員、車を出してあげるなり、そういうものをしてあげてほしい。それはちょっと余談ですので、ちょっと。必ず、僕は、できたら教育委員会で立ち上げた状態で、向こうに、あとはコーディネート、いろんな部分について、渡すような形でや

っていただきたい。今の教育長の言葉を信じさせていただきたいと思います。それからもう1点、これ、どうしても確認しておきたいんですが、指導者に対する責任、今までは全て学校の責任でやっていましたので、学校の中で処理できたと思うんですが、今後、どういう方向を、どういう形を想定されているの。これで今、決まってないことですから、想定の間段階だと思います。想定についてはどのように考えておるのか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）責任というところで、例えば、補償というところで限定してお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。ということだと思うんですけども。責任というところでいくと、例えば、けがをした場合の補償であったり、そういうようなものについては、まだ国の方針等が出ておりません。部活動の範囲内で、学校の対応として学校が掛けている保険がきくのか、それとも別に傷害保険を掛けないといけないとか、そこら辺の方針が出てないので、その部分については今後整理をしていく必要があります。それから、引率であったり、練習地を離れて部外のところで練習する引率や送迎等についても、これまでの部活動の運用の状況でいけるのか、それとも保護者に負担を求めるのかということも国がまだ方針を出していないんです。おそらく、国とか県の方針にしたがって、町も整備をしていくことになるかと思います。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）責任が、実は大きな課題になっているから、前へ進んでいないんだと思います。いわゆる学校から切り離すと、指導者の責任とか、うちで言うたら文化スポーツ協会の責任とか、そっちに移ってくるんです。だから、皆さん、学校教育から切り離すんかって声高に言われるのはそこで、ですから、まだまだこの部活移行については、まだ課題がたくさんある、たくさんというか大きな課題があるというのは議員がおっしゃるとおりです。ですから、それも注視しながらやっていきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）その辺は理解されておるんであれば、しっかりその辺は見極めながらやっていただきたいと。最後に、もう一個だけ、部費の今の保護者負担、これ必ずついて回ると思います。例えば、一番分かりやすいのは剣道かな。剣道だと、防具だとか学校である程度用意されている。今度、これが地域移行に移った場合、学校のものが使えるのか使えないのか。これ、今の段階で説明しろといっても難しい問題があると思う。それとか、さっきちょっと教育長もおっしゃられた、指導者に対する報酬の問題、これは

町が補填するのか、それとも保護者が補填しなきゃならない。この問題、必ず出てまいる。さっき申しましたように、受皿団体の問題、それから費用負担の問題、それから指導者の確保の問題、この3点が一番大きな点になってくると思うんですよ。その辺をしっかりと認識していただいて、円滑な、ただ投げ込むんじゃなくて、円滑な移行をしっかりとやっていただきたいと思います。最後にいい答弁を聞いて終わりたいと思います。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）円滑な移行というところで、11月18日に初めて学校とそれから文化スポーツ協会と教育委員会の事務局とで検討会議を持ちました。これをもって、キックオフとして今後整備をしてみたい。議員御指摘の課題は山積しておりますけども、一つ一つ潰していきながら、子どもたちにとって有益な活動になるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりとやっていただきたい、どうですかと言うたんだから、しっかりとやりますの答弁でいいんじゃないですか。何日に何をやりましたという問題は必要ないと思うんです。再度、お願いいたします。できたら、教育長。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）しっかりとやります。

○10番（宗像）終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。本町発注の工事についてということでお尋ねをいたします。本町発注の工事が十分に指導監督されていないのではないか、このように思います。まずその一つは、近頃コンクリート工事等においてコンクリの幅を決めるための通称セパ、これのところに今プラスチックでできた通称ピーコンというものをつけられておりますが、これにモルタルを詰める、穴埋めをする必要があるんじゃないかと思いますが、その辺は本町の指導はどのようになっているのかをまずお尋ねをいたします。続いて、高岸1号橋において、過去何度か質問をしておりますが、工事に着手する前に官民境の設定をするようお願いをしておりましたが、今もって何もされておられません。更には、県工事に対して対応すると、この官民境のことで、すなわち、県が行う工事で県が対応するから本町は知らないという、すなわち官民境のことで、これはおかしいのではないか。本町の町道との民地との境を県がどうやって決めるのか、私にはその辺の

理解はできません。その決め方の説明をまずここで願うものであります。次に、この高岸1号橋工事において、境界がはっきりしていないために、言葉は濁しますが、民地部分と思われるその部分の河川の石積みを解体して、そのまま土のうを積み上げて、その碎石を詰めた、積み上げたというか、埋め戻した状態で工事が完了だという。民地、しかも地目が田、この土地に碎石を入れて完了だという。どうするんか、田んぼに砂利を入れて。そのようなことが平気で行われておる。これが本町の工事指針なのか、方針なのか、どうなのか、この辺をお尋ねいたします。更には、この場所は敷地に入る道路幅というか、用地の幅が、2トントラックが出入りできるくらいの幅がありました。今は人が歩いてようやく通れるぐらいの状態である。要するに土のうのために危ないから、幅が十分に取れない。こういうことであります。更に、いろいろ話を聞くには、この土地に何か工事をしたいということだが、今の状態では資材の搬入や作業員の出入りができない。どうしてくれるかということで困っておる。問います。そのことについては、町長は認識をしておるのか。これで正常な町政であると考えていいのかどうか、これもお答え願いたい。以上のようなことから、このようなことで、町行政に町民から協力が得られると考えるのかどうか。今後、町民に、町行政にいろいろ協力を求めることもあると思うが、これで協力が得られると、このように考えるのかどうか。続けて、官民境についてになりますが、県が決めるというが、それでいいのか、これをどのように認識しておるのか。この高岸1号橋工事によって、道路の高さが約1メートル50センチぐらい高くなっております。その民地側が石積みのため、高くなった分だけ石積みの勾配の部分だけ民地側に入り込んでおるんじゃないかと思います。この部分を町道の既得権というか、町道の部分として町有地として主張しようとしておるのか、これはどうなのか。少なくとも目で見たと寸法では30センチ以上、民地側の石垣のところに道路幅が食い込んでおるというか、入り込んでおるように思うが、これはどのように考えておるのか。そういうことで、最後に、今言いました民地部分の進入、砂利を敷いて幅が1メートル足らず、五、六十センチしかない、実際は。このままにしておくつもりか、何か対処しようとするのか、その扱い、どうするのか。畑に行く人、近くでいろいろ畑をとり人もありますが、苦情を言うてきました。おじさん、ここ通れんがどうしてくれるんかの、そういうこと、私に聞かれても返答のしようがない。ですから、この狭い部分、いわゆる土のう袋というのか、トン袋というのか、積んで、仮復旧のような状態になっておる、この部分の工事をどうするんか。後ほど言いますが、昨日の町長の行政報告の

中で、西ノ谷川支川が全て完了しましたと、これは後ほどまた言います。そういうことも含めて、この砂利の部分、これで完了なのかどうかお尋ねします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

本町発注工事についての質問でございますが、コンクリート工事等においてセパレーターのピーコン位置のモルタル詰め指導については、立会時等でモルタル詰めができていないことを確認した場合は適宜修繕を指示しております。次に、工事着手前の官民境を定めるようお願いされていることなどについては、一般的には測量図等を参酌し、関係地権者との立会により境界を確認するようにしておりますが、御指摘の箇所を含む個別具体的な説明についてはこの場での説明は控えさせていただきますが、地権者の方との一日でも早い問題解決に向けて努力をしております。次に、高岸1号橋工事において官民境が確定していない民地部分と思われるところに土のうを積み上げ、碎石を敷き詰めた状態で完了したと思われることについては、通行が可能な必要最小限の幅で土のうにより仮復旧をしたものでございます。なお、本復旧に当たっては、広島県が砂防事業の中で施工されると伺っておりますので、町といたしましても一日も早い復旧に向けて、県と連携して取り組んでまいります。また、高岸1号橋の工事に伴い道路が高くなったことで道路が民地側に入り込んでいることについては、工事に伴い民地の一部が道路の形状になっておりますが、地権者と協議し、官民境に構造物を設置しないことで御了解をいただいております。最後に、繰返しになりますが、歩路の狭くなった場所につきましては、通行が可能な必要最小限の幅で土のうにより仮復旧したものでございます。今後、地権者の方と問題解決に向けて努力をしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まず最初に、再質問というか、それに入る前にお尋ねをいたしますが、町長はこの質問を通告してから、過去にも言うておりますが、いろいろ質問が出たときに、単にセレモニーじゃなくして現地を検証しなさい、質問内容と、それがどうなるんかと、そこの確認をして答弁しなさい、そのようなことを言いましたが、この度この件で少なくともこれを出しました、高岸1号橋について、通告書が出た後、現地を確認したかどうか。まずはこれを。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）私自身の確認作業でございますが、通告の後に確認はしに行っております。

ん。しかしながら、工事の進行状況においては、適宜、確認をさせていただきながら、写真を撮らせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ということは、先ほども少し言いましたが、昨日の行政報告の中で、7ページに書いておるんですね。10月31日に、ここだけ全部そのまま読みますと、次に主要工事の進捗状況につきましては、10月31日に西ノ谷川支川改修工事が完了しましたと、こう書いておる。更には、また11月11日に西ノ谷川支川沿いの町道137号線の張り出し、そういうことを言うて、その後、それに改修工事に伴う仮設道設置工事が完了しました。ちょっとこの辺がよう意味が分からんが、工事が終わって何で仮設道が設置完了になるのか、そして、広島県が施工する災害の復旧工事、の、砂防堤防工事の着手までに工事を間に合わせましたと、こういうて書いとる。少なくともこれ7か月間工事が遅れたということを承知しとるんかどうか。これのいわゆる行政報告、おかしいんじゃないか、どのように認識しとる。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）あそこで行政報告を書いております趣旨は、これまでこの議場でも町の工事が県の砂防工事の着手に支障にならんように、ちゃんと終わるんかどうか、それはここでも何度も言われておった案件でございます。それが約束どおり、10月の末には県の砂防工事の支障にならないように、町の関連する工事は終わりましたということ行政報告で述べさせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まず、これね、いいかげんな答弁をしないでください。これも去年の12月、あるいは今年の3月、これ言うとなですよ、12月に。今、入札して、工期が3月31日、終わるんかいうたら、努力します終わらせてます言うとする。それが終わったのがここにも書いとるように、10月31日。議会の本会議において、3月に終わらせてますいう答弁をしとる。それで支障なく終わりました。町長、このことについては現地認識しとらん言うから、こういう馬鹿な答弁書を書くことになる。その辺について責任をどう思うんか。はっきりあんたの代弁者である建設部長が3月に工事を終わらせてます言うとする。ところが、あんたの行政報告で、これ、の、活字になったら消えんのよ。10月31日に完了しました、7か月ずれとるんよ。どう思うか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）町長が言われる前に、事務方の責任者は私でございますので、私のほうから説明させていただきます。確かに、3月までには終わるように努力のほうをさせていただきますと、これは私のほうが答弁させていただいたと思っております。しかし、その後、やむを得ない事情によって工期が延伸したことについては、機会を捉えて、議会でもそうですが御説明のほうはさせていただいて、御了解をいただいて、工事を引き続いてやらさせていただいたと思います。それ以降も、とにかく私ここで言いましたのは、県の砂防工事の進捗に支障が出ないようにすることが第一であると、それを目標に我々も施工業者も取り組んだ結果でございます。その結果については、行政報告のほうで議会の皆様、住民の皆様には当然お知らせする必要があるということで、そちらのほうは書かせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）説明したとかいろいろ言い訳されとるが、それがその場限りの答弁じゃ言うんよ。町長の代弁者になっとらんじゃない。そのときにはっきり言うとりんよ。電柱の移設そのものが2月10日ぐらいになりますよ。詳しい日にちは覚えんが、多分そのようなことを言うたのは覚えとる。工事を12月に発注、入札しとりんよの、契約。ほれで、支障になる電柱の移設が2月の10日、次年度の、次年度じゃない次年の。それだけでも既に2か月要しておる。ほんで、あと残りが1か月半しかない。誰が見ても、工事終わらんじゃない。それをやります、努力します言うとりんよ。だから、その場限りの嘘の答弁じゃ言うとりんよ。そして、県の工事に支障なく終わりました。町長、しっかり説明してもらいたい。代弁者の建設部長が偉そうに、町長に代わって私が言います。今も聞いても分かるでしょう、私が言うの。嘘の答弁しとりんよ。町長本人どう思うか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）これまでの工事の関係において、工期が遅れてきたという報告はさせていただいておりますし、それで進めてきたんですが、完成させようという気持ちを持って、3月31日をもって完成させるという気持ちはありませんでしたが、先ほどの説明にもありましたように、いろんな関係で、工事がうまく進まなかったということでございます。それを受けて、今年度に入って、それらの工事に対する説明をさせていただきながら、県の動きが10月というふうに、県の工事の着日に間に合うように本町の工事を済ませるという努力の中にこの結果が出たもので、それをそのまま行政報告に書かせていただいているということです。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それならそのように、今言うたように、2月10日に電柱の移設よ、書くべきじゃろ、こういうことで。自分の都合のいいことだけ、これあんたが書いたんじゃないいうことはわしは分かるよ。担当者が書いての、それをいつも、この前も言うとはず。小学校1年生の教科書読むようじゃないよ。桜、桜の花が咲いた、きれいだな、そんなぐらいのことしか書いてない、読んでないのよ。だから、現地を見たか言うとはず、見とらん。それで、今、さっきも言うたように、繰返し重ねた質疑、質問になっていくかもわからんけど、現地見て答弁してくださいやいうて、半年もそれ以上前に言うとはず。それも行っていない。あんたの行政怠慢としか言いようがないよ、の。それで、部長が答弁書を書いたいうて、偉そうに、私が答弁しましょう、担当であります、嘘の言い訳以外の答弁で、何でもないじゃないか、それ以外の。偉そうにもの言うんじゃないよ、正確にものを言わにや駄目よ。今後、こういうことを、もっと厳しく追及せにやならん、嘘の答弁はやめてほしい。そういうことで、町長、まず、苦言を言うとか、先ほどの答弁と重複するようなことになるかもわからんが、現地確認していない、それで、ここにあるような一番最初に出したピーコン痕のモルタル埋め確認したら、ちょっと言葉は違いますが、ピーコンの穴埋めをさせます。実際に、私、もう1人の議員と確認しとる。そのまま埋め戻ししとるんよ。嘘と言うなら、今からでもいい、ほじくって、その費用はこっちが見てもいい。ピーコン埋めてなかったら、当然、業者の責任、あるいは町の責任において費用は負担してほしい。どうするんか、これについて。確認しとるんかしてないんか。私は確認しとる。だから書いとる。その指導はどうなっておるのか。答弁書では埋めるように指導しておりますという答弁書。どうするんか。これは代理もいいよ。ほじくって検査、現地、確認するかどうするか。掘って、なかったら、業者に直さすんか。町負担でやるのか、いずれの方法か答弁願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員御指摘のピーコン、セパ穴でございますが、表面に出ているところは我々も発見し、通達後、補修したところでございます。また、土の中の部分につきましては、工事写真等で確認し検査をしとるところでありますので、今現在のところは我々としてはきっちりと施工されているものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、あなたたちはそのつもりですという答弁なんよ、今のうちに、

の。私ははっきり現地を確認しとるんですよと言うと。だから、どうするんか。嘘を言うてきれいになっとったら、私が費用を負担しますまで言うと。現地をほじくってみるかどうするかいうて聞いとるんよ。もう一言、答弁が足らんよ、どうなの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今、具体的な場所はお伺いしておりませんが、業者のほう、聴き取り等し、調査のほうは適切に行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それじゃ、後日、どのような方法かで確認して、これは別個に、委員会でもいいし、報告してほしい。現地確認しとるんだから、明日でもいいよ。言われるのは。立会して、確認しようじゃない。はっきり言えるので、そこを再度、しっかり答弁願いたい。ほんで、続けて言うのが、先ほど来言うのと併せて、さっき言うた、土のう袋を積んで、完工です。これも行政報告に書いておるんよ。全て完了しましたということだから、仮道の撤去、こういうところまで含めて、完了することができました、県の工事に支障がないように。県は5月頃にやりたいいうて来とった。仮道、用地、民地を5メートル借地で、土のう、トン袋を積んで車道幅3メートルで、仮道を造りますいうて言うもった。それが町の工事が終わらんためにできませんということで、町は4トン車で工事をする、これは私どもに報告があった、町に報告はあるのかないのか。これはどうか。再度、さっきの繰返しになりますが、ピーコンの穴確認、日にち、できりゃ決めてやってほしい思うがどうか、この2点。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）セパ穴の件については私のほうから説明しますが、今言われるのは、もう地盤の中に埋まっとなことという具合に認識しとるんですが、そこは掘ってまでピーコンの穴の確認するということはちょっとやりません。GLより上に上がっているところについて穴埋めができてないということであれば、そこは確認をさせていただいて、穴埋めなり何らかの処置をいたしますが、直接構造物の強度に大きな影響があるようなところではございませんので、穴を掘ってまでその位置を確認するということはやるようには考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それが、さっきから言うると、言いたいことあったら言うてもらった方がいいが、いいかげんな答弁じゃ。見えるところは穴埋めする、の、町長。見えるところ

はやりますよ。見えんところはいいかげん埋め込んでバタバタとやってしまいますよという答弁なんよ、言葉変えて言えば、の。おかしいじゃないか。答弁書ではどういうて書いてとるん。穴を埋めるように指導しておりますいうて、コンクリート工事等においてセパレートのピーコン位置のモルタル詰め指導については、立会時、モルタルができていないことを確認した場合適宜修繕を指示しております。わし、現地確認しとるとまで言うとする。それが嘘なら費用はこっちが見るまで言うとするんよ、の。これだけの確信を持って言うことなん。見えんところは、だったらそのような答弁書を書きなさいや。その場限りのいいかげんな答弁をしとるということはここにも現れとる。それで、今、いわゆる再質問、再々質問では見えんところがどうじゃこうじゃ、言い訳以外の何物でもない、いいかげんにしてほしい。もっと責任持った答弁をしてほしい。これは、だから、やる気がない、確認、粗が出るから。何でその確認ができんのか。町が高い金出して、4,000万も何がしか出して、いいかげんな工事をしてもらって、そこから水が入って、セパがさびた、鉄がさびたらどうなるんか。幼稚園の子どもでも知っとるよ、膨張して、鉄がコンクリを割っていくんよ。そこからまた空気が入りして、空気中の水分がまたさびよる。ずっと繰り返します。強度に支障がない限りは。いいかげんじゃない、それぐらいのことも、あんたら技術屋、本職は知らんのか。どうなの。繰り返し尋ねる。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）恐らく技術屋さんの大部分は私と同じようなことを言うと思いますね。そこから水が入る。それもゼロじゃないでしょう。しかし、基本的にはどちらかと言いますと、外部的な要素、外部的な要素というのは見た目とかそういったところで、そこを埋めるという場合が多うございます。実際にはそこを埋めない場合もたくさんございます。それが全て強度に問題あるかと言いましたら、そうではない。おそらく技術屋は私と同じことを言うと思います。したがって、今回、ピーコンの穴を埋めてないからといって、今、完成しております地下部分のところも全て掘って確認する。そこまでは私は考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か知らんが、自分の金でないから町のコから、多少早う傷んでもしょうがないよ。こういう答弁に聞こえるんよ。たちまち、型になっとればいいよ。いいかげんでたらめの投げやりの答弁じゃないのか。もっと立場をしっかりとわきまえて責任ある答弁をしてほしいよ。町長、これは副町長、担当部署の指導責任者として、今

の答弁、どう思うか。正常と思うか。何らか指導する必要があると思うか。どう思うか。

これ、職員指導の最高責任者たる副町長、今の答弁は正常だと思うか。多少なりとも指導する必要があるか、その辺について、ちょっと確認したい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）今の答弁は、公務員の世界では、採用の段階で、行政職、いわゆる事務職と土木職、あるいは建築職ということで専門性に依じて職を採用して、その中でキャリアを積んで、それから、経験を積んで昇進を経てそれぞれのポストについて責任を果たしていくということでやっております。私は事務屋としてここまでやってきておりますので、先ほどの建設部長の答弁の一つ一つの専門的な知見というのは持ち合わせておりませんけれども、その世界で積み上げて責任を持った答弁をしたものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）副町長、再度言いますが、これ以上答弁は求めませんが、言うときですよ。ここでは僅か3行ほどじゃがの、もう一つ言やあ、3行半ほど書いとるんじゃがの。立会時等でモルタル詰めができていないことを確認した場合は、適宜修繕をさせます、これは技術職の話よの。一般職じゃあないわけよ。一般職なら、分かりません、知りませんという。技術職だから適宜指導して、どのように指示するのか知らんけども、分かりやすう言うとなそういう工事は詰めさせますと、こういうふうに理解できるわけよ。それを見えんところがどうじゃから、これははっきり言って、後日、これ監査問題でもあらうと思いますが、しっかり確認して委員会等に報告してほしい。これは要望ということになるから、時間がないから次に行きます。それで、民地境、過去にもこれについて質問しておりますが、係争になるおそれがあるから、答弁できませんという答弁しとる。この係争になるというのは、文書で確認をしてくれと言うとる、民地確認をね。このことについて、町長、承知しとるかどうか、ちょっと聞きたい。町長に聞いとるんよ、知っとるか知らんかいうて。

○議長（桑原）町長、知っとるか知っとらんかだけ答えてください。町長。

○町長（西田）民地の関係においては、先ほど、前田議員が言われたように、そういったおそれがあるからそのときの答弁はできませんという話になっているというふうに思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町長、よく聞いてくださいよ。先ほども読み上げ通告の中で言いましたが、官民境の確定をしてくださいという文書で要望を出しとる。そのことを町長が承知しとるかしてないかいうて言うとるんよ。民地がトン袋、土のうを積んで砂利を入れとるか、そんなことを言うとるんじゃないんよ。県が官民境を、県の工事で決めますいうて書いとる。その前に、町の高岸1号橋を工事やるに当たって、官民境を先に決めて工事にかかってくださいよというお願いをしとる、文書で。このことを町長が知つとるかいうて。ここで議長にもお願いしたいが、町長がその現地を見て確認しとるか、こう聞いとるんよ。建設部長が、私が答弁しましょう、おかしいじゃない。しっかり答弁者の指名指示をしてもらいたい。議長をお願いします。

○議長（桑原）分かりました。

○14番（前田）ということで、町長、そういう文書で境界確認の要望が出とるが、承知しとるかしてないか。

○議長（桑原）答えてください、町長。

○町長（西田）その書類における協議の書類は受けております。

○議長（桑原）確認しとるということですね。はい、前田議員。

○14番（前田）書類の報告を受けとるというのは、中身の文章について承知しとるか。文書は知つとるいうんだから、それをどこまで承知しとるか、これを聞きたい。

○議長（桑原）町長に聞いておられるんですがね。分かりますか、町長の気持ちが。建設部長。

○建設部長（久保田）この案件につきましては、関係する弁護士のほうから私どもに通知文が来ておりますので、訴訟のおそれが十分ございますので、そういった事実関係も含めまして、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）全く納得のできん、でたらめな答弁と言いたい。なぜなら、先ほど来言うとる行政報告で、工事は終わりました言うとるんよ。官民境は何もないわけよ、済んどるんじゃないから。だから、そのことについて、町長は承知しとったんかしてなかったんかいうて聞いとる。もう工事が終わって県の工事にバトンタッチしとると、あんた、行政報告で書いとるやない。それ、今更係争、裁判やる。そんなような行政をやつとるんかいの、ほんじゃ。話はそれるかもわからん、の。裁判になるおそれがある、工事はもう既に完了しとるんよ。そこをどう認識しとるんか、町長、はっきり答えてほしい。

○議長（桑原）前田議員、裁判の話は通告に出てませんので控えてください。

○14番（前田）だから、そういうふうな要望を文書で出しておる。中身承知してないんじゃないかと思う。どうなん。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっとそこまで言われますと、我々もいろいろ意見もしたいと思うんですが、我々は工事のあそこの橋の復旧に当たっても、地権者の方には再三協議のお話はさせていただいております。それを一切受けていただけませんので、やむを得ず、今の応急復旧のような仮復旧で土留めのほうを設置させていただいております。当然、県のほうも、えん堤を工事するためには、工事用道路とかそういったことで一日も早くあそこにえん堤を造ることをみんな願っております。当然、我々もそのつもりで支障になる工事は10月末までには完了させていただいております。あとは、事業に協力していただけない地権者の方に一日も早く協力をいただいて工事を進めてもらうのが、海田町にとって一番良い結果になると考えております。したがって、我々も一日も早い砂防えん堤の事業着手に向けて、まだ御協力をいただけない地権者の方にしっかり御協力をいただけるように努力をしてみたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今もそういうふうに言葉が出るとが、その答えがいつ出るのか。先ほども言いました、その部分をはっきり言うて、答えはよう出さんだろう。だから、それは言わんが、町長、要するに民地の部分と思われるところの石積み、これ、川の工事じゃから県の所有物である、の、民地側の話よ、と思われる位置、質問書でも言葉を濁しておる、だから、と思われる、要するに境界が確定していないんだから。それで、今、県の工事で、協力してくれえ、そういうふうないいかげんなことをしといて、地権者の協力が得られると思うか。これははっきり言うて、砂防ダムの工事、それ済むまでは、逆に言えば砂防ダムの工事に対して協力は得られん。これ、もう断言しとくよ。だから、これ、3月に言うたんかの、いわゆる郵便局の辺りまでのレッドゾーン解消、これはできませんよと、警告しよるんよ。だから、早く官民境を設定してやりなさい。県が、ほぼここが官民境であろうとポイントを出したんですよ。それ、海田町が断つとるんですよ、違いますいうて。どうなんか、これについて。それでもって、海田町が境界が違ういうてクレームを出して、民地に、その所有者に了解してくれいうて、了解すると思いますか。どう考えるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）官民境界のことについては、先ほども申しました理由で詳しい答弁は差し控えますが、今の一日も早いあそこのレッドゾーンの解消とえん堤工事の工事着手というのは、海田町にとっても地元の皆さんにとっても悲願でございます。今、議員さんからそういった言葉が、いつできるんかとかいろんな話がいろいろ出ておりますが、議員さんも是非地権者の方との間を取って、御協力をいただけるように、御協力を一緒にしていただければと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町行政には協力してくれるようにという要望だけどね、町長。それ、さっきも言うてる。地目、田なんですよ。そこへトラック2トン車であろけども、2台か3台ほど砂利を入れて、道路とかあるいは何か別の地目のところなら、それも何かの転用、いろいろあろうと思うが、田んぼへ砂利入れて、それも地権者に相談なくして、町行政に協力してください、できますか。あなた、個人じゃったら。そのことについてどう認識しているか、町長。建設部長の答弁じゃ、お願いしますじゃ。それだけの話。だから、現地を確認しとるのかと、通告書を見て。それを冒頭に尋ねとる。現地も見ずに、全部あなた任せ、の、他力本願や。あんたはどう思うんかい。そういうよその田んぼに砂利を2台も3台もトラックで入れて、それが真っ当な行政、町政じゃと思うのか。どうなのか、これ、通告書に出しとるはずや。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）あそこの砂利を埋めたところの復旧についても、あそこの復旧についてどうしましょうかということで、地権者の方にお話をしに行きましたら、御協力がいただけないどころか門前払いの状況でございます。そういったことではなかなかあそこ全体の事業が前に進みませんので、せっかくここで一般質問でいろいろお問合せになっておりますので、議員さんも地権者の方にしっかり御協力をいただけるようお願いのほうをしてください。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）泣き落としにしか聞こえんが、よその田んぼに砂利を入れといて、協力できんから勝手にやりました。町行政、これに協力願います。そんなことで、はい、そうですね、分かりましたって、もろ手を挙げて喜んで、町行政に協力する地権者はおりますか。それ、でたらめよ、これ言うても切りがないから、ちょっと切り上げるけども、

こういうことを町長、しっかり一考して、もうおそらく地権者の協力は得られんだろう、建設部長が何と言おうとも。だから、レッドゾーンの解消にもならない。どうするんかということで。ほいで、先ほど来言うておりますピーコンの跡やら工事の、いわゆる通告書には書いてないけども、こういうことで工事のあれが、短くなると思う。工事の保証、担保期間というんかな、一応、何年なるんか。というというのは、ちょっと、逸れるけえ悪いんじゃけども、今年の１月に完成した工事なんよ。石積みが僅かじゃけども沈下しておる。まずはこの位置を確認しとるんか。確認しとるならどうするんか。まず、この２点、要するに、工事が悪いんか何が悪いんか知らん。どのように認識しとるか。

○議長（桑原）建設課長。端的にお答えください。

○建設課長（早稻田）議員さんがおっしゃられる箇所が総務建設委員会で御指摘のあったところとしてお答えさせていただきます。現地を確認いたしております。復旧方法について、現在、県のほうで今おっしゃられる箇所の反対側の工事をする予定がありますので、そこらと調整してどのようにできるか協議しているところでございます。一般的に、通常の業者による責任による瑕疵担保と言われるものについては２年間というふうに契約約款のほうで定められております。

○議長（桑原）前田議員。

○１４番（前田）今年の１月１０日ぐらいに終わった工事が、既に沈下しておると。これまた、おかしい話、の。先ほども言うた、高岸１号橋をやって護岸の石積みを解体して、あとは県が復旧するだろう、おかしい話じゃない。うちの工事でやった工事は、うちが工事を全部直して完了じゃないん。トン袋を積み上げて工事が終わりました、１月に終わった工事が既に石積み沈下しとる。反対側は県が工事しますから、それで対応します。これが真つ当な答弁だと思いますか。どういうことなん、これ。この答弁は誰がする。部長の答弁、課長の答弁じゃ、納得できんだろう、それ。わがたの工事が悪いから、県が直します、そんな馬鹿な話があるわけないでしょう。どうなのか。だから、高岸１号橋のピーコン跡でも、しっかりモルタルを詰めて水が入らんようにして、少しでも今の新しい法律じゃないが、国土強靱化やら、そういう橋を少しでも長くもたせようというのが普通の言い方じゃないのか。よそが直します、県が復旧します。先ほど来言うると、これ、答弁書にないんよ。官民境についても県が工事に対応します、町道と民地の境界、県がどうやって決めるん。今の護岸工事いうたら、対岸は県がやるからその工事に対応します。するわけないじゃない。でたらめ答弁じゃないんか。議長、的確な答弁を

させてください。

○議長（桑原）的確な答弁をお願いします。建設課長。

○建設課長（早稲田）すみません、的確な答弁を。復旧は町のほうで行いますが、県との調整がありますので、現在協議中ということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か分かったような分からないような話じゃが。それじゃ、的確に対応するんいうじゃけ、しばらく様子は見とくが。先ほど言うた田んぼに砂利を入れて、そこに次の何かしたい言うとする。田んぼをどうするんか、そこまで詳しくは分からんが。メダカを飼うんか金魚を飼うんか知らんけども、何かやりたいと。ところが出入りができん。幅が五、六十センチしかない、出入口が。この対応をどうするんか。これを聞きたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）現在、仮復旧になつとるところにつきましては、そのまま置いておくわけにいかないから仮復旧させていただいておりますが、今後、地権者の方と真摯にお話を進めさせていただき、一日でも早い復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町が勝手に好き放題なこととして、地権者に相談していいようにします。なると思うんか、そんなことがね。それで、長々言うとってもしょうないけ、あれじゃが、今のここに別の工事をしたい、資材の搬入、作業員の通行、これが非常に難しい、できん、これ何とかならんのかと、こういうことじゃが、これ、どう対応するんか。これ、最後の通告に書いとるよ。出入りが非常に難しい、どのように対応するのか。これの答弁を願いたい。町長、一言ぐらい言うてもいいじゃない。他力本願。何とかどうか、やる方法があるんじゃないか。あんたはそこでマスクして座っとりゃいいかもわからんが、こういうことじゃ答弁にならんだろう。どうなんか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）我々といたしましては、もう地権者さんの御協力がいただければ、すぐもう工事のほうをさせていただこうと思うとります。県のほうも本復旧すると申し上げておりますので、すぐ県にお願いして工事のほうはさせていただくようお願いいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）先ほど来言うように、長々言うとしてもしょうがないが、少なくとも県の仮設道路、ダム工事は早く始まるかもわからんが、おそらくこの道路工事は、早ければ3年先、遅ければ5年ぐらい先の話。ほいで、この3年前、4年前の水害で、ここらも石垣が相当崩れたとこなんだよ。これ、4年も5年もトン袋のままで置いとくのか。災害を助長しとるようなもんよ。せっかく新しく造った高岸1号橋、流れるんよ。しかも、川が、意味は分かるかどうか知りませんが、川の右岸側、カーブでいうアウトカーブがある。水がまともに突き当たるとこなんよ。だから、質問が出たら、現地を確認しなさい、検証しなさいと言うとるんよ、町長。言うとする意味は分かりますか。どうかいの、そこら。4年も5年も放つとくのかどうか。それと、今言うように、そういうことが町長、分かるんか分からんのか、アウトカーブ側と言ったほうがいいのか。車で言うたら、外輪側よ。どうなのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）もう我々としても一日も早く工事したいと考えておりますので、是非ともそこは議員さんも地権者の方に御協力をいただけるように、一緒に御協力のほうをお願いいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）4年も5年も放つとくんかいと言うとる。ピント外れとらんかい。さっき言う、他力本願だけの話。答弁になってないよ。そういうことで協力願います、協力願いますいうての、協力得られると考えるとるん。そんなもん誰が話して協力するんか。私的にでもいいから、もう一回しっかり頼みに行くか、来ても、恐らく玄関払いになるじゃろう。これで終わりますけど、今後、議長にもしっかり先ほども言いましたが、やっぱり答弁は、指名してしっかりその場所を確認しとるかとか、そういうことについて本人に確認してほしい。偉そうに建設部長が私が答弁します、何の足しにもならん。現地を承知してないというとる。こういうことが繰り返されるようじゃ、一般質問の意味がない。そこは議長にお願いをしてね。

○議長（桑原）答弁していただけるように私のほうからも申し上げておきます。

○14番（前田）はい、よろしく願いして、私の質問をこれで終わります。何の実入りもなかったような気がするが、ということで、ありがとうございます。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結し、執行部の入替えのため、暫時休憩をいたしま

す。再開は15時。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時 4 9 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第 2、第46号議案、財産の取得について、新庁舎スチール家具類・その他一式、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第46号議案、財産の取得について。新庁舎スチール家具類・その他一式の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書 3 ページをお願いいたします。第46号議案、財産の取得についてでございます。品名は新庁舎スチール家具類・その他一式、数量は1,788点、購入金額は1億228万9,616円、受注者は株式会社きんし広島営業所、納入期限は令和5年8月31日です。続きまして、資料1の入札状況をお願いいたします。この度は条件付き一般競争入札により入札を実施し、3者による入札の結果、予定価格以下で、かつ、最低の価格で入札した株式会社きんしを落札者と決定いたしました。続きまして、内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料2をお願いいたします。新庁舎の事務用備品等についての一覧表でございます。合計1,788点で、執務机、会議机、執務椅子等について、それぞれの数量と設置場所は記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。第46号議案につい

ては原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第3、第47号議案、財産の取得について、新庁舎製作家具・木製家具一式修繕、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第47号議案、財産の取得について。新庁舎製作家具・木製家具一式修繕の売買契約を締結しようするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、議案書4ページをお願いします。第47号議案、財産の取得についてでございます。品名は新庁舎製作家具・木製家具一式修繕、数量は305点、購入金額は6,159万9,989円、受注者は株式会社きんし広島営業所、納入期限は令和5年8月31日です。続きまして、資料3の入札状況をお願いいたします。この度は条件付き一般競争入札により入札を実施し、3者による入札の結果、予定価格以下で、かつ、最低の価格で入札した株式会社きんしを落札者と決定いたしました。続きまして、内容について担当部署から御説明いたします。

○議長(桑原) 新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長(山田) 資料の4をお願いいたします。新庁舎の製作家具・木製家具一式修繕についての一覧表でございます。合計305点で、それぞれの数量と設置場所は記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番(佐中) 15番、佐中です。いろいろ備品であるとか木製家具であるとかありますが、来年の7月まで完成を目指して努力をされ、節約もされておりますが、社会状況によって、また変化が起きやすい状況にありますけれども、執行部におかれてはこれ以上負担のないように努力をする。早く買えるもの、あるいは手を打つもの、あるいは買って、どこか倉庫でも借りて置いておくとか、そういう努力は必要ですけれども、これ以上負担増にならないように、どうすればいいのか、知恵と力を出す必要があると思うんですが、その辺はどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）今回の物品購入の契約につきましては、工事のような変更契約等は想定しておりませんので、今回これで買い切りということで進めさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第48号議案、財産の取得について、会議用タブレット端末、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第48号議案、財産の取得について。会議用タブレット端末の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書5ページをお願いいたします。第48号議案、財産の取得についてでございます。品名は会議用タブレット端末、数量は43台、購入金額は866万6,779円、受注者は富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社広島支社、納入期限は令和5年2月28日です。続きまして、資料5の入札状況をお願いいたします。この度は指名競争入札により入札を実施し、予定価格以下で、かつ、最低の価格で入札した富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を落札者と決定いたしました。続きまして、内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）それでは、会議用タブレット端末の概要について御説明申し上げます。資料6をお願いいたします。まず、1の概要でございますが、議会関係資料の閲覧等に活用するため、会議用タブレット端末を導入するものでございます。2の効

果でございますが、現在、紙媒体で配付しております議会関係資料につきまして、電子データで閲覧することにより用紙の削減による環境負荷の軽減が図られるとともに資料の印刷や配付等に係る事務の省力化が図られるものでございます。3の導入台数につきましては、43台でございます。4の規格等につきましては、タブレット端末につきましてはサーフェスプロ8、附属品といたしまして、キーボード及びタッチペン、またオフィスライセンスを含むものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第49号議案、広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第49号議案、広島県市町総合事務組合規約の変更について。広島県水道広域連合企業団の職員に対する退職手当の支給に関する事務等の受託に関する規定を整備するため、規約を変更することについて町議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第49号議案、広島県市町総合事務組合規約の変更について御説明いたします。議案書の6ページをお願いします。説明は資料7の概要資料で行います。資料7をお願いします。まず、1の趣旨でございますが、広島県水道広域連合企業団から職員に対する退職手当の支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害に関する事務を広島県市町総合事務組合に委託したい旨の申出があったことから、事務の受託に関する規定を整備するため、組合規約の変更を行うものでございます。次に、

2の変更内容でございますが、組合が共同処理する事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から地方自治法の規定による事務の委託の申出がなされたときは受託することができる旨を規定するものでございます。最後に変更年月日は令和5年1月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案については原案のとおり決するにこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、日程第6、第50号議案、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてから、日程第9、第53号議案、海田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1議案ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第50号議案から第53号議案までを一括で御提案申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、同法の規定が地方公共団体にも適用されることとなったことに伴い、関係する規約の変更及び条例の制定等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第50号議案から第53号議案までを一括で御説明申し上げます。議案書は7ページから18ページでございます。説明につきましては資料9で行います。資料9をお願いします。2の施行条例の概要でございますが、まず、（1）として施行条例の附則により旧条例を廃止いたします。（2）の開示決定の期限につきましては、従前どおりの期間とするよう規定いたします。ただし、延長可能期間については、法の規定に従い30日以内といたします。（3）の開示請求に係る手数料等につきましては、法の規定に合わせ、表のとおり手数料として条例に規定いたします。2ページをお願いいたします。（4）の運用状況の公表につきましては、毎年度1回公表する旨を規定し、内容については従前のとおりといたします。（5）の経過措置につきましては、アからオに掲げる守秘義務や罰則等について旧条例に基づいて行われた行為等に対する経過措置を設けるものでございます。（6）の海田町手数料条例の一部改正につきましては、海田町手数料条例に（3）の開示請求に係る手数料を規定いたします。続きまして、3から5といたしまして、法の施行及び旧条例の廃止等に伴い、必要な条例の制定、改正、及び規約の変更を行います。最後に、施行期日につきましては、全て令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）一括提案をされておりますが、51号を中心にお尋ねをいたします。一つは、マイナンバーと町の情報保護あるいはデジタル関連法、これとの関係はどうなるのか。もともとマイナンバー制度の創設時には、3分野、社会保障と税と災害の分野、広げないことでプライバシーとセキュリティを守るのが目的であったのを、これとの関係でどういう関係になるのか、3回しか質疑ができませんのでざっと簡単に言います。二つ目には、デジタル社会形成整備法と個人情報保護法の改正そのものが、国民を監視するためのマイナンバー制度と一体するものであって、国民のプライバシーなど関係の重大な影響を与えることがあると感じるんですが、私は看過できないと思うんです。町民、国民が一番心配をしているのはそのことなんです。それから、デジタル社会形成整備法で民間活動が提案をされ、それを実行しようとする、その狙いのこの法整備であります。それと、もう一つは、マイナンバー制度における個人情報の管理で、一元管理と分散管理がありますが、これの状況はどうなっていくのか、これをお尋ねいたします。もう一つは、隣の府中町では、実施期間の判断のみでできるケースと個人情報保護審査会に諮

問をした上で実施するケースというように、町の条例でちゃんとそれを決める方針で、決めて、もう実施しておるんですが、海田町はどうなってくるのか、これをざっと、まだいっぱいあるんですが、あんまり言うてもしょうがないですが、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず、マイナンバーと個人情報保護の関係について、それからマイナンバーの一元管理と分散管理のことについて御答弁申し上げます。まず、マイナンバーとの関係ですけれども、マイナンバーも個人情報ではありますので、個人情報保護法の適用を受けることになりますけれども、逆にマイナンバー法のほうで個人情報保護法より厳しい保護措置が講じられていることに変わりはありませんので、これまでどおりも厳重に管理することになります。それから、プライバシーの保護についてどのようになるのかというところでございますけれども、今までは自治体ごとにそれぞれに違った基準の条例を定めておった、それが問題視されまして、今回、国が統一の法律を定めた、統一された基準を定めたというものでございますので、これに沿って適切にプライバシーの保護、個人情報の保護がなされるものでございます。それから、個人情報保護審査会でございますけれども、今までは外部提供ですとか、目的外利用について、町の審査会のほうに意見を聞いてすることができていたところでございますが、そういうことがもう今後はできなくなります。ですので、逆にそちらのほうについては、基準が厳しくなるというところになります。今後はどのようになるかと言いますと、国のほうの個人情報保護委員会のほうへ意見を聞きながら取り扱っていくことになりますので、今まで以上に厳重に保護することになるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）大体、大まかに、ちょっと私も学習したり、問合せをしたり、専門家にも尋ねたりしたんですけども、一つは、今までは総務大臣が管理しておったのを、今度、内閣総理大臣に変更されることによって、デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル法ですよね。これによって一元管理が分散管理をする、こうすると、今説明があったセキュリティであるとか個人情報により一層管理ができる、情報漏れが少なくなると思うわけですが、しかし、使い方によっては民間にその情報が流れる可能性、あるいは意図的に、今の政権はもう企業と癒着をして政治献金もらったりして、また預貯金、そういう銀行、あるいは会社は会社で社会保障の問

題で従業員はいっぱいその情報があるわけですが、それとの関係で、総理大臣の直轄の下でこれが一元管理から分散管理ということになります。我々が一番心配するのは、個人的な情報、去年の5月からです、国保じゃなくて、医療保険もマイナンバーカードでこれも対応できるように今なっておりますが、もしなくしたり、あるいはその情報が漏れたりしたら、一生、それがつきまとうとか、またそれを利用する会社といえぱちょっとおかしいかもわかりませんが、利益を被る会社が出てくると思うんですよね。これの対応はどのように考えるんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員がおっしゃられるものにつきまして、匿名加工情報のことだろうと考えておりますけれども、匿名加工情報の業者への提供制度につきましては、当面、都道府県及び指定都市以外の市町村については任意実施となっております。海田町のほうではこれは、今回は実施しないことにしております。ですので、こちらのほうは事業者へ渡すとかいうところについては、海田町のほうではないものとなっております。個人情報の保護につきましては、先ほども申し上げましたけれども、国のほうで統一基準を設けて、今まで以上に統一基準で厳しく保護することになっておりますので、そのように適正に管理してまいります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第50号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第51号議案について、討論があれば許します。

（「はい、議長、反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）第51号議案、海田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。この議案は先ほどの第50号議案から第53号議案まで関連しておりますが、第51号議案が中心になっておりますので、反対をいたします。昨年の通常国会でデジタル改革関連法が強行され、9月にはデジタル庁が発足し、年末にはデジタル社会の実現に向けて重点計画を閣議決定したものであります。安倍・菅政権の路線を岸田政権も継承し、更に進めようとしているものです。データが競争力の源泉だとして、データ利活用を成長戦略と位置付け、利用しやすい仕組みづくりを進めてきました。これは経済界の要望でもあります。ここで言う、デジタル改革関連法は、国、自治体等の行政機関には、国内最大のデータ保有者として行政保有の個人データを企業に開放し、企業の利益につなげるためのものです。国、自治体が保有する個人情報とは公権力を行使して取得、申請・届出に伴い義務として提出されるもので、多岐にわたる膨大な情報量、この行政保有の個人データまで官業の開放の対象にしようとする狙いです。政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題は、一つにはプライバシー侵害の拡大、二つ目には住民サービスの後退、三つ目にはマイナンバー制度の拡大、4番目には官民癒着の拡大の問題があるとの理由で、これまでマイナンバー制度や関連予算に反対した経緯があります。デジタル改革関連法で各自治体の個人情報保護条例は法の範囲内で、独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、今後の条例づくりにしばりをかけられます。しかし、今度の条例で許容される独自の保護措置は、配慮個人情報の対象の上乗せや手数料や処理機関等といった意見を聴取する審議会の設置など、極めて限定されるものとなっております。自治体独自の運用の余地を狭め、国の個人情報保護委員会に、自治体の条例づくりにもはさめる仕組みが盛り込まれたものです。これは、自治の根幹である条例制定が否定されかねない地方自治への介入とも言うべきものです。法の施行は2段階となっており、今回の議案はその第1段階となる内容であります。以上のことから、第51号議案、海田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○ 1 0 番（宗像）10番、宗像です。この条例に賛成の立場から討論いたします。先ほど、反対討論の中でデジタル法案のことがございましたが、今回、ここに挙げられている条例については、町が持つ個人情報を確実に的確に管理しなければならないし、それを外部に漏らすようなことがあってはいけないというための条例でございます。全く別のこ

とで討論されておりますが、本来であれば守らなければいけない個人情報を守るための条例でございますので、これは通すべきものだとは私は考えますので、どうか皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第51号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第52号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。第52号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第53号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。第53号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第10、第54号議案、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第11、第55号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。なお、採決については1議題ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明

を求めます。町長。

○町長（西田）第54号議案及び第55号議案を一括で御提案申し上げます。地方公務員法の一部を改正する法律及び国家公務員の定年等に関する措置を踏まえ、町における定年等に関し必要な措置を講ずるものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第54号議案及び第55号議案を一括で御説明申し上げます。議案書は19ページから39ページでございます。説明につきましては資料12で行います。資料12をお願いします。2の制度概要でございますが、まず、（1）の定年年齢の引上げといたしまして、定年を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げ、65歳とします。（2）管理監督職の上限年齢制の導入につきましては、60歳に達した日の翌日からその日以降、最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任等を行うものでございます。（3）の給与に関する措置につきましては、国家公務員の取扱いを考慮し、まず職員の給料月額とは原則として職員が60歳の誕生日後の最初の4月1日以後、7割水準とします。また、管理監督職の職員が降任等をされた場合、降任後の給料月額が降任をされる前の給料月額の7割に達しない場合は、その差額分を調整額として支給します。また、55歳を超える職員の昇給について国の取扱いに合わせ、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うことといたします。2ページをお願いします。（4）の定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、60歳の誕生日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入します。（5）の再任用制度の廃止と暫定再任用制度でございます。令和5年4月1日をもって現行の再任用制度については廃止されますが、引き続き、65歳までの再任用ができるように経過措置を設けます。（6）の情報提供・意思確認制度の新設につきましては、任命権者が当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、併せて、職員の60歳以後の勤務の意思を確認します。（7）のその他といたしまして、地方公務員法の改正に伴う字句の整理等を行います。最後に、施行期日は、いずれの条例も令和5年4月1日で、情報提供・意思確認に関する部分は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第54号議案はついて討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。第54号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第55号議案について、討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第55号議案について採決を行います。お諮りいたします。第55号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、日程第12、第56号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、第58号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については1議題ごとに行います。それでは、町長より議案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第56号議案から第58号議案までを一括で御提案申し上げます。人事院の給与勧告に伴い、関係する3件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(中村) 第56号議案から第58号議案までを一括で御説明申し上げます。議案書は40ページから47ページでございます。説明は資料15で行います。資料15をお願いいたします。まず、令和4年人事院勧告の骨子でございますが、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額の上上げが行われます。また、勤勉手当については、民間

の支給割合を考慮し、0.1月分引き上げられます。続きまして、2の海田町の改定方針でございますが、人事院勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた改正を行うものとします。毎月の給料については月額200円から4,000円の間で引上げを行い、令和4年4月分から適用いたします。期末勤勉手当についても国に準じて改定を行い、平成4年12月分から適用いたします。改定の月数につきましては、(2)一覧表のとおり、議員の皆様をはじめ、特別職及び一般職がそれぞれ0.1月分の引上げで、再任用職員については0.05月分の引上げでございます。最後に、実施時期は月例給については令和4年4月1日とします。また、期末勤勉手当については、令和4年12月の支給割合の改定については、条例の公布の日で令和4年12月1日から適用し、令和5年度以降の支給割合の改定については令和5年4月1日からとします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第56号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第56号議案について採決を行います。お諮りいたします。第56号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第57号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第57号議案について採決を行います。お諮りいたします。第57号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第58号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。第58号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第59号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第59号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、独自利用事務として利用範囲等を定める必要があるため、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）それでは、第59号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の48ページをお願いします。併せて、資料19の条例の概要及び資料20の新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料19の概要で御説明いたします。まず、1の改正の趣旨でございます。生活保護受給者の医療扶助オンライン資格確認が開始することに伴い、生活保護法に基づく保護に準じた外国人の保護に関する事務を番号法の規定に基づく独自利用とするため、条例を改正するものでございます。また、外国人の保護事務の申請に係る負担軽減を図り、及び迅速かつ正確な保護の決定に資するため、生活保護法に基づく事務の情報連携に準じた内容で、外国人保護事務についても情報連携を行うことができるよう併せて条例を改正するものでございます。2の改正の経緯及び概要でございます。（1）に記載のとおり、生活保護法に基づく保護は日本国民のみを対象としており、外国人は対象となりません。外国人に対する生活保護については国からの通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いにより実施しております。この度、国の方針により令和6年3月からオンライン確認が全面的に実施される予定となりましたが、医療機関等がオンラインによる確認を行うためには、町が

保有する資格情報等をオンライン資格確認システムに登録する必要があります。外国人保護事務について、資格情報等をオンライン資格確認システムに登録するためには、番号法の規定に基づく独自利用事務とするため、条例を改正する必要が生じたものでございます。下の表は保護の対象と関係法令等との関係をまとめたものでございます。次のページをお願いします。独自利用事務の範囲についてでございます。現在、日本国民の保護の実施に当たっては、番号法の規定に基づくマイナンバーを利用した情報連携を実施しておりますが、一方で外国人に対する保護につきましては、番号法の対象ではないため、情報連携を実施しておりません。今回の条例改正によりこの情報連携が可能となりますが、保護の申請に必要な添付書類等の削減や保護の決定までの期間の短縮等を図るため、情報連携の範囲を生活保護法の規定に基づく情報連携の範囲と同等とするものでございます。最後に、3の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第59号議案について採決を行います。お諮りいたします。第59号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、第60号議案、海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第60号議案、海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。令和5年4月1日から海田町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するため、地方公営企業の設置と経営の基本に関する事項を定めるなど、関係条例を整備するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせ

ます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、第60号議案、海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明いたします。議案書の52ページをお開きください。併せて、資料21の条例整備の概要及び資料22の条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料21の条例整備の概要で御説明させていただきます。まず、1、趣旨でございます。下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するため、必要な条例を整備するものでございます。2、内容でございます。大きく2点でございます。（1）地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定める条例の制定でございます。地方公営企業法に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めるため、海田町水道事業の設置等に関する条例を一部改正するものでございます。主な内容といたしましては、①から④がでございます。下水道事業に公営企業法の全部を適用し、管理者を置かないものとする。水道事業及び下水道事業の事務を処理するため、上下水道課を置く。海田町の代表者である町長と管理者の権限を行う町長を明確にするため、条例に規定する水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を管理者と定義する。そのほか記載のとおりでございます。次に、2点目（2）下水道事業の公営企業化に伴い改正する必要のある条例の整備でございます。下水道事業の公営企業化に伴い関係条例整備を行うもので、事業内容は従前の下水道事業を継承するため、条例内容の大幅な変更はございません。主な内容といたしましては、①から⑤のとおり、公営企業化に伴う組織変更に対応するため、所要の改正を行います。次に、④海田町公共下水道事業特別会計条例を廃止するものでございます。最後、そのほか、字句の整理を行うものでございます。裏面をお願いいたします。3、施行期日でございます。令和5年4月1日。最後、4、経過措置でございます。廃止前の海田町公共下水道事業特別会計に係る令和4年度の収入、支出及び決算については従前の例によるものとします。また、海田町公共下水道事業特別会計に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計余剰金は海田町下水道事業会計に引き継ぐものといたします。（2）改正前の条例によりなされた処分、手続き、その他の行為は改正後の条例の相当の規定によりなされたものとみなすものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

なお、本議案中の海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について

は、地方自治法第243条の2、第2項において、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと規定されております。監査委員に意見を聴いた結果、本議案については特段の意見はないと回答をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。これが下水道企業会計になると、法人化ということになるわけですが、資本金が必要ではないかと思うんですが、その資本金はここに位置付けるのか、あるいはどう処置されるのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今回、令和4年度特別会計を打ち切って令和5年度から企業会計に移行するんですけども、この移行時においては資本金等はありません。ただ、今後、余剰金等が年度末に発生すれば、その処分においてどのような形で、資本金に積み立てるのか建設改良費に積み立てるのかというのは、そのときの状況に応じて、また議会のほうに議決を諮ってやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第60号議案について採決を行います。お諮りいたします。第60号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第61号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第61号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道事業の職員の定数を設定するとともに、町長の事務部局の職員の定数について、激甚化する災害や感染症の大規模拡大等の突発事項に柔軟に対応するための見直し等を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第61号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書は58ページでございます。説明は資料23で行います。資料23をお願いします。まず、2の職員の実人数の状況でございます。（1）として下水道事業、（2）として町長の事務部局の状況を記載しております。2ページをお願いします。3でございますが、参考として類似団体の職員数との比較を表にお示ししております。次に、4の改正の内容でございます。（1）下水道事業につきましては、会計年度任用職員を含む現状の実人数を勘案し、併せて情勢の変化等にも柔軟に対応するための一定の余裕を見込み、職員定数を10人とするものでございます。（2）町長の事務部局につきましては、突発事項への柔軟な対応を可能とするため、実人数に対し、一定程度の余裕を確保した運用が可能となるよう、定数170人を維持するものでございます。（3）のその他といたしまして、今年度から地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期付職員の採用を開始したことに伴い、育児休業取得中の職員を定数から除くための改正を行うものでございます。最後に、施行期日は令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第61号議案について採決を行います。お諮りいたします。第61号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決します。

なお、次の会議は12月5日午前9時から開会いたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時01分 延会